

男川浄水場更新事業  
実施方針に関する質問への回答

平成 23 年 11 月 25 日

岡崎市水道局

|   | 資料名  | 該当箇所 |   |     |   |     | タイトル               | 質問  | 回答  |
|---|------|------|---|-----|---|-----|--------------------|---|---|
|   |      | 頁    | 項 |     |   |     |                    |   |   |
| 1 | 実施方針 | 1    | 1 | (2) | ア |     | 男川浄水場              | この項の男川浄水場とは、添付資料1、P2に示す事業対象区域内のことでですか？  | ご理解の通りです。   |
| 2 | 実施方針 | 1    | 1 | (2) | イ | (ア) | 場外施設（仁木浄水場の系統を除く）  | 仁木浄水場の系統を除くとありますが、その理由をご教示下さい。また、その部分の運転保守管理業務は一切含まれないという解釈でよろしいでしょうか。                                  | 前段については、仁木浄水場は直営で行います。<br>後段については、仁木浄水場の場内のみ除くものです。添付資料10に対象施設を記載しています。 |
| 3 | 実施方針 | 1    | 1 | (2) | イ | (ア) | 場外施設（仁木浄水場の系統を除く）  | 「場外施設（仁木浄水場の系統を除く）」とありますが、仁木浄水場のほか、岩津水源や北斗台低区等、仁木系統の配水場等についても対象外との理解でよろしいでしょうか。                         | 仁木浄水場の場内施設のみです。岩津水源や北斗台低区等、仁木系統の配水場等についても対象となります。                       |
| 4 | 実施方針 | 1    | 1 | (2) | イ |     | 男川浄水場場外施設等（既設）     | 日常点検等の計画を行うために、場外施設等の設備概要（ポンプ等の機器仕様、数量）をご教示下さい。   | 水道局工務課で施設台帳を閲覧できます。   |
| 5 | 実施方針 | 2    | 1 | (6) | ア |     | 法令等                | 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」は本事業に関係すると思われませんがよろしいでしょうか。   | 本事業に関係する主な法令、基準、指針等として記載したものは例示です。民間事業者は法令等に則って本事業を実施して下さい。             |
| 6 | 実施方針 | 2    | 1 | (6) | ア |     | 法令等                | 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」は「その他本業務に関連する法令」に該当すると思われませんがよろしいでしょうか。   | No.5をご参照下さい。  |
| 7 | 実施方針 | 2    | 1 | (6) |   |     | 本事業に関する主な法令、基準、指針等 | 脱水ケーキの有効利用を民間事業者が実施する場合のみ、民間事業者が産業廃棄物処分業の許可申請を行う必要があるとの理解でよろしいでしょうか。またその際、民間事業者が排出事業者になるとの理解でよろしいでしょうか。 | 入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。  |
| 8 | 実施方針 | 2    | 1 | (6) | ア |     | 法令等                | 「資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）」は「その他本業務に関連する法令」に該当すると思われませんがよろしいでしょうか。                                      | No.5をご参照下さい。  |

|    | 資料名  | 該当箇所 |   |     |   |  | タイトル               | 質問   | 回答   |
|----|------|------|---|-----|---|--|--------------------|--|--|
|    |      | 頁    | 項 |     |   |  |                    |  |  |
| 9  | 実施方針 | 2    | 1 | (6) | ア |  | 法令等                | 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」は「その他本業務に関連する法令」に該当すると思われそうですがよろしいでしょうか。  | No.5をご参照下さい。   |
| 10 | 実施方針 | 2    | 1 | (6) |   |  | 本事業に関する主な法令、基準、指針等 | 民間事業者の責任において取得する本事業の遂行に必要な許認可には、浄水方法の認可変更手続きは含まれるのでしょうか。   | 要求水準書（案）P10に記載のとおり、本市が申請を行います。   |
| 11 | 実施方針 | 2    | 1 | (6) |   |  | 本事業に関する主な法令、基準、指針等 | 「水道法」第10条における事業の変更に関する許認可は、貴市にて実施するとの理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |
| 12 | 実施方針 | 2    | 1 | (6) |   |  | 本事業に関する主な法令、基準、指針等 | 本事業の遂行に必要な許認可の中に、水道法第7条の変更認可申請は含まれますか？ 入札参加表明書提出期限以前に、現在の認可申請書の閲覧は可能でしょうか。   | 水道局工務課で閲覧できます。   |
| 13 | 実施方針 | 2    | 1 | (6) |   |  | 本事業に関する主な法令、基準、指針等 | 「本事業の遂行に必要な許認可」について、現在想定されている内容を具体的にお示しいただけないでしょうか。  | 現認可に対し、計画給水人口の増加と男川浄水場の処理方法に生物処理を追加するものです。                             |
| 14 | 実施方針 | 2    | 1 | (6) |   |  | 本事業に関する主な法令、基準、指針等 | 現在、貴市にて取得済または取得予定の許認可について御教示ください。  | No.13をご参照下さい。  |
| 15 | 実施方針 | 3    | 1 | (6) | ウ |  | 岡崎市の条例等            | 「その時点において最新版を適用するものとする」とありますが、「その時点」とは、「入札説明書、要求水準書の公表時点」と考えてよろしいでしょうか。また、その後に変更があった場合は、P18「リスクと責任分担表」における、「本事業に直接関わる法制度の新設、変更等」に該当し、貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。 | 前段について、「その時点」とは、入札公告時です。<br>後段について、法制度の変更リスクは、入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。 |

|    | 資料名  | 該当箇所 |   |     |   |  | タイトル    | 質問   | 回答  |
|----|------|------|---|-----|---|--|---------|--|---|
|    |      | 頁    | 項 |     |   |  |         |  |   |
| 16 | 実施方針 | 3    | 1 | (6) | ウ |  | 岡崎市の条例等 | ア法令等、イ愛知県の条例等、ウ岡崎市の条例等、についても、「入札説明書、要求水準書の公表時点」を最新版と考えますがよろしいでしょうか。また、その後に変更があった場合は、P18「リスクと責任分担表」における、「本事業に直接関わる法制度の新設、変更等」に該当し、貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。 | 前段については、ご理解の通りです。後段については、No.15をご参照下さい。  |
| 17 | 実施方針 | 3    | 1 | (6) | ウ |  | 岡崎市の条例等 | 「指針等は以下の通りであり、その時点において～」と記載があります。具体的時期をご提示願います。  | No.15をご参照下さい。   |
| 18 | 実施方針 | 3    | 1 | (6) | ウ |  | 岡崎市の条例等 | 「その時点において」とは、「入札説明書、要求水準書の公表時点」と理解してよろしいでしょうか。   | No.15をご参照下さい。   |
| 19 | 実施方針 | 3    | 1 | (6) | ウ |  | 岡崎市の条例等 | 「その時点において」とは、入札説明書の公表時として理解して宜しいでしょうか。   | No.15をご参照下さい。   |
| 20 | 実施方針 | 3    | 1 | (6) | ウ |  | 岡崎市の条例等 | 「その時点において」とは、いつの時点として理解して良いでしょうか。  | No.15をご参照下さい。   |
| 21 | 実施方針 | 3    | 1 | (6) | ウ |  | 岡崎市の条例等 | 「その時点において」とは入札説明書が公表される時点と理解して宜しいでしょうか。  | No.15をご参照下さい。   |
| 22 | 実施方針 | 3    | 1 | (6) | ウ |  | 岡崎市の条例等 | 「また仕様書等に定めのないものは本市の確認を要する。」とありますが、確認の時期は落札者決定後の実施設計段階という理解でよろしいでしょうか？また、貴市による確認の結果、提案と異なる内容となった場合、価格の変更もあり得るとの理解でよろしいでしょうか？                          | 前段の確認の時期は、仕様書等に定めのないものについて、基本協定から契約締結までの間に確認できるものは、契約締結前に確認し、契約に反映します。後段の提案と異なる内容となった場合のリスクは、入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。 |
| 23 | 実施方針 | 3    | 1 | (6) | ウ |  | 岡崎市の条例等 | 「本市の確認」の時期について、期間・期限はいつと考えればよいでしょうか。   | No.22をご参照下さい。   |

|    | 資料名  | 該当箇所 |   |     |   |  | タイトル      | 質問  | 回答   |
|----|------|------|---|-----|---|--|-----------|---|--|
|    |      | 頁    | 項 |     |   |  |           |   |  |
| 24 | 実施方針 | 3    | 1 | (6) | ウ |  | 岡崎市の条例等   | 「本市の確認」とは、入札説明書の質問時点と理解して宜しいでしょうか。  | No.22をご参照下さい。  |
| 25 | 実施方針 | 3    | 1 | (6) | ウ |  | 岡崎市の条例等   | 「また、仕様書等に定めのないものは本市の確認を要する。」と記載があります。今回の質疑期間が過ぎても受け付けていただけますか。  | No.22をご参照下さい。  |
| 26 | 実施方針 | 3    | 1 | (6) | ウ |  | 岡崎市の条例等   | 岡崎市簡易水道施設の設置等に関する条例の“その時点において、”とはいつの時期なのか、お教え下さい。また、“仕様書等に定めのないものは本市の確認を要する、”とは、いつの時期なのかもお教え下さい。  | 前段についてはNo.15をご参照下さい。後段についてはNo.22をご参照下さい。                   |
| 27 | 実施方針 | 3    | 1 | (6) | ウ |  | 岡崎市の条例等   | 「本市の確認」を行う時期については、入札説明書の質問時期として理解して宜しいでしょうか。  | No.22をご参照下さい。  |
| 28 | 実施方針 | 3    | 1 | (6) | ウ |  | 岡崎市の条例等   | 「また仕様書・・・本市の確認」とありますが、確認時期については、入札説明書の質問時期と理解してよろしいでしょうか。   | No.22をご参照下さい。  |
| 29 | 実施方針 | 3    | 1 | (6) | エ |  | 指針及び各種基準等 | 「水道施設更新指針」は「その他関連要綱及び各種基準等」に該当すると思われませんがよろしいでしょうか。  | ご理解の通りです。  |
| 30 | 実施方針 | 3    | 1 | (6) | エ |  | 指針及び各種基準等 | 「建設工事副産物適正処理推進要綱」は「その他関連要綱及び各種基準等」に該当すると思われませんがよろしいでしょうか。   | ご理解の通りです。  |
| 31 | 実施方針 | 3    | 1 | (7) |   |  | 本事業の概要    | 「基本設計を参考に」とありますが、各種機器において機種により形状が大きく異なります。より少ないコストで要求を満たせる提案が可能な場合、基本設計と差異が生じることかまわないと考えてよろしいでしょうか？土木形状を含めて自由な提案が可能と理解してよろしいでしょうか？また、それで評価が下がることは無いでしょうか？ | 1番目、2番目については、内容によります。3番目については、入札公告時に公表します落札者決定基準により審査されます。 |

|    | 資料名  | 該当箇所 |   |     |  |  | タイトル   | 質問   | 回答             |
|----|------|------|---|-----|--|--|--------|--|----------------|
|    |      | 頁    | 項 |     |  |  |        |  |                |
| 32 | 実施方針 | 3    | 1 | (7) |  |  | 基本設計   | 貴市が作成した基本設計に関する書類、図面等は開示していただけますでしょうか。   | 水道局工務課で閲覧できます。 |
| 33 | 実施方針 | 3    | 1 | (7) |  |  | 本事業の概要 | 「本市水道局が作成した基本設計を参考に」とありますが、基本設計は公表されるかと考えてよろしいでしょうか。   | No.32をご参照下さい。  |
| 34 | 実施方針 | 3    | 1 | (7) |  |  | 基本設計   | 「本市が作成した基本設計」の検討内容及び諸元決定根拠は、入札参加表明書提出期限以前に、開示いただけますでしょうか？  | No.32をご参照下さい。  |
| 35 | 実施方針 | 3    | 1 | (7) |  |  | 本事業の概要 | 「基本設計を参考に」とありますが、基本設計は開示いただけるのでしょうか。   | No.32をご参照下さい。  |
| 36 | 実施方針 | 3    | 1 | (7) |  |  | 本事業の概要 | 本市が作成した基本設計を参考に」とあります。基本設計図書を開示していただけますでしょうか。  | No.32をご参照下さい。  |
| 37 | 実施方針 | 3    | 1 | (7) |  |  | 本事業の概要 | 「新設する男川浄水場については、本市が作成した基本設計を参考に、...（後略）」とあり、また、5頁には男川浄水場の計画フローが提示され、フロー中には高度処理施設（生物処理施設）の導入が前提条件となっています。そのため、基本設計を参考にする必要がありますと考えます。そこで、本施設の基本諸元・仕様及び関連データについて開示をお願いします。 | No.32をご参照下さい。  |
| 38 | 実施方針 | 3    | 1 | (7) |  |  | 本事業の概要 | 「本市水道局が作成した基本設計を参考に」とありますが、要求水準書は基本設計を踏まえたものと考えられますので、要求水準書に従った提案（両図書に齟齬がある場合は、要求水準書を優先）でよろしいですか。  | ご理解の通りです。      |
| 39 | 実施方針 | 3    | 1 | (7) |  |  | 本事業の概要 | 「基本設計を参考に」とありますが、要求水準書を優先と考えて宜しいでしょうか。   | No.38をご参照下さい。  |

|    | 資料名  | 該当箇所 |   |     |  |  | タイトル   | 質問   | 回答                              |
|----|------|------|---|-----|--|--|--------|--|---------------------------------|
|    |      | 頁    | 項 |     |  |  |        |  |                                 |
| 40 | 実施方針 | 3    | 1 | (7) |  |  | 本事業の概要 | 「本市水道局が作成した基本設計を参考に」とありますが、要求水準書を基本的に優先すると理解して良いでしょうか。   | No.38をご参照下さい。                   |
| 41 | 実施方針 | 3    | 1 | (7) |  |  | 基本設計   | 提案内容が、「本市が作成した基本設計」と異なっても、要求水準の内容を満たしておれば、許容されますか？   | No.38をご参照下さい。                   |
| 42 | 実施方針 | 3    | 1 | (7) |  |  | 本事業の概要 | 「本市が作成した基本設計を参考に」と記載があります。要求水準書との矛盾があった場合にはどちらを優先しますか。   | No.38をご参照下さい。                   |
| 43 | 実施方針 | 3    | 1 | (7) |  |  | 本事業の概要 | 「本市が作成した基本設計を参考に」とありますが、要求水準書とどちらを参考にすべきですか、お教え下さい。  | No.38をご参照下さい。                   |
| 44 | 実施方針 | 3    | 1 | (7) |  |  | 本事業の概要 | 「本市水道局が作成した基本設計を参考に」とありますが、要求水準書を優先して宜しいでしょうか。   | No.38をご参照下さい。                   |
| 45 | 実施方針 | 3    | 1 | (7) |  |  | 本事業の概要 | 「本市水道局が作成した基本設計を参考に」とありますが、要求水準書を優先し適用すると理解してよろしいでしょうか。  | No.38をご参照下さい。                   |
| 46 | 実施方針 | 3    | 1 | (7) |  |  | 本事業の概要 | 「本市が作成した基本設計を参考に」とありますが、要求水準書を遵守すれば基本設計に従う必要はないと考えてよろしいでしょうか。また、最低限守らなければならない設計内容がございましたらご教示下さい。 | 要求水準書が最低限の条件とご理解ください。           |
| 47 | 実施方針 | 3    | 1 | (7) |  |  | 本事業の概要 | 「本市が作成した基本設計を参考に」とあり、基本設計では機器の形式、配置や池の形状も定められているものと思料しますが、今回の技術提案の評価や採点には影響しないものとの理解でよろしいでしょうか？  | 基本設計より優れた提案については、提案の内容により評価します。 |

|    | 資料名  | 該当箇所 |   |     |   |     | タイトル   | 質問  | 回答   |                                |
|----|------|------|---|-----|---|-----|--------|---|--|--------------------------------|
|    |      | 頁    | 項 |     |   |     |        |   |  |                                |
| 48 | 実施方針 | 3    | 1 | (7) |   |     | 本事業の概要 | 「運転管理業務と発生汚泥の有効利用を含むこととし」とありますが、実施方針P.6 1.(7)イ(イ)では「g 脱水ケーキの有効利用業務（任意提案）」とあります。これは、どちらが正しいと解釈すればよろしいでしょうか。  | 脱水ケーキの有効利用業務は任意提案です。                                       |                                |
| 49 | 実施方針 | 3    | 1 | (7) |   |     | 本事業の概要 | 「基本設計を参考に」とありますが、基本設計の内容は全て開示されるのでしょうか？また基本設計内で決められた機器仕様があった場合、今回発注方式に対し意味が無いと考えますが？                        | No.32をご参照下さい。<br>また、基本設計では、機器の仕様まで決定していませんので、提案は可能です。      |                                |
| 50 | 実施方針 | 3    | 1 | (7) |   |     | 本事業の概要 | 事業終了後の男川浄水場等の管理運営方針（全面委託等）がありましたらご教示下さい。  | 現時点において、事業終了後について決定している方針はありません。                           |                                |
| 51 | 実施方針 | 3    | 1 | (7) |   |     | 本事業の概要 | 「既存の場外施設等については・・・保守点検業務を含む。」とありますが、「既存の場外施設等」については、保守点検業務のみと考えてよろしいでしょうか。                                   | P6に記載してあります通り、その他業務も含まれます。                                 |                                |
| 52 | 実施方針 | 3    | 1 | (7) |   |     | 基本設計   | 「本事業の概要」の記述では、既存の場外施設等については、新設・改造等の工事は含まれていないように受け取れますが、要求水準書 26ページ では新設・改造等が含まれているように受け取れます。どちらが正しいのでしょうか？ | 入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。                                   |                                |
| 53 | 実施方針 | 4    | 1 | (7) | ア | (ア) | e      | 電気計装設備  | 「e 電気計装設備（場外施設の監視を含む）」と記載されていますが物理的にどこの装置・設備が境界になりますでしょうか。 | 本事業で設置、改造した装置・設備となります。         |
| 54 | 実施方針 | 4    | 1 | (7) | ア | (ア) | i      | 導水管、送水管場外分  | 「i 導水管、送水管場外分」で送水管の場外分の範囲が分かりません。範囲をご教授願います。               | 本事業で建設される浄水場から既設の送水管と接続する範囲です。 |

|    | 資料名  | 該当箇所 |   |     |   |     | タイトル        | 質問   | 回答   |
|----|------|------|---|-----|---|-----|-------------|--|--|
|    |      | 頁    | 項 |     |   |     |             |  |  |
| 55 | 実施方針 | 4    | 1 | (7) | ア | (7) | 対象施設        | 敷地造成という項目がありませんが、施設整備には含まれているという理解でよろしいのでしょうか？                     | ご理解の通りです。  |
| 56 | 実施方針 | 4    | 1 | (7) | ア | (7) | 対象施設        | 添付資料1の男川浄水場更新用地位位置図に工事用搬入道路(案)がありますが、”ア、対象施設”に入っていない。別発注になるのでしょうか。 | 工事用の仮設道路となりますので、本事業に含まれます。なお、他に優れた案があれば提案してください。 |
| 57 | 実施方針 | 4    | 1 | (7) | ア | (4) | a 場外施設      | 既設場外施設について、具体的な施設内容、施設数を入札参加表明書提出期限以前に、簡水の認可申請書も含め開示いただけるでしょうか？    | 水道局工務課で施設台帳、認可書は閲覧できます。                          |
| 58 | 実施方針 | 4    | 1 | (7) | ア | (4) | a 場外施設      | 既設の設備について具体的な内容をご教示下さい。  | No.57をご参照下さい。                                    |
| 59 | 実施方針 | 4    | 1 | (7) | ア | (4) | a 場外施設      | 既設場外施設について、具体的な施設内容、施設数をご教示願います。                                   | No.57をご参照下さい。                                    |
| 60 | 実施方針 | 4    | 1 | (7) | ア | (4) | b 簡易水道施設    | 既設の設備について具体的な内容をご教示下さい。  | No.57をご参照下さい。                                    |
| 61 | 実施方針 | 4    | 1 | (7) | ア | (4) | b 簡易水道施設    | 既設簡易水道施設について、具体的な施設名、施設数、施設諸元を開示いただけるとでしょうか？                       | No.57をご参照下さい。                                    |
| 62 | 実施方針 | 4    | 1 | (7) | ア | (4) | b 簡易水道施設    | 既設簡易水道施設について、具体的な施設名、施設数をご教示願います。                                  | No.57をご参照下さい。                                    |
| 63 | 実施方針 | 4    | 1 | (7) | ア | (4) | 場外施設等(既設)   | 場外施設と簡易水道施設の規模等をお教え下さい。  | No.57をご参照下さい。                                    |
| 64 | 実施方針 | 4    | 1 | (7) | ア | (イ) | 男川浄水場の概要    | 施設建設が早期に実行可能な場合、供用開始時期の前倒しが可能として理解して宜しいでしょうか。                      | ご理解の通りです。  |
| 65 | 実施方針 | 5    | 1 | (7) | ア | (イ) | 男川浄水場の計画フロー | 排水池返送水及びマンガン処理施設の上澄水は、着水井へ返送しても良いと理解して宜しいでしょうか。                    | ご理解の通りです。  |

|    | 資料名  | 該当箇所 |   |     |   |     | タイトル        | 質問   | 回答  |
|----|------|------|---|-----|---|-----|-------------|--|---|
|    |      | 頁    | 項 |     |   |     |             |  |   |
| 66 | 実施方針 | 5    | 1 | (7) | ア | (イ) | 男川浄水場の計画フロー | 排水池は、基本的に全量を返送する返送水槽と考え、排泥池への移送ラインは不要と考えても宜しいでしょうか。                              | 排泥池への移送ラインを確保してください。                          |
| 67 | 実施方針 | 5    | 1 | (7) | ア | (イ) | 男川浄水場の計画フロー | マンガン処理施設からの返送先が沈砂池となっておりますが、業務要求水準書(案) p.10、p.22およびp.24では着水井となっております。どちらが正でしょうか。 | 自然流下での移送のため沈砂池としていますが、移送に問題がなければ着水井でも問題ありません。 |
| 68 | 実施方針 | 5    | 1 | (7) | ア | (イ) | 男川浄水場の計画フロー | フロー図において、要求水準書(案)を正として理解しておりますが宜しいでしょうか。   | ご理解の通りです。                                     |
| 69 | 実施方針 | 5    | 1 | (7) | ア | (イ) | 男川浄水場の計画フロー | 排水池及びマンガン処理施設からの返送水は着水井に返送しても良いと理解しても宜しいでしょうか。                                   | ご理解の通りです。                                     |
| 70 | 実施方針 | 5    | 1 | (7) | ア | (イ) | 男川浄水場の計画フロー | フローの線種(実線、破線)は何を示しますか。排水、上澄水、汚泥の区別を御教示下さい。                                       | 入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。                      |
| 71 | 実施方針 | 5    | 1 | (7) | ア | (イ) | 男川浄水場の計画フロー | 排水池は、基本的に全量を返送する返送水槽と考え、排泥池への移送ラインは不要と考えても宜しいでしょうか。                              | No.66をご参照下さい。                                 |
| 72 | 実施方針 | 5    | 1 | (7) | ア | (イ) | 男川浄水場の計画フロー | 排水池及びマンガン処理施設からの返送水ですが、着水井に返送可能と理解してもよろしいでしょうか。                                  | ご理解の通りです。                                     |

|    | 資料名  | 該当箇所 |   |     |   |  | タイトル   | 質問  | 回答 |
|----|------|------|---|-----|---|--|--|---|----|
|    |      | 頁    | 項 |     |   |  |  |   |    |
| 73 | 実施方針 | 5    | 1 | (7) | ア |  | <p>男川浄水場の計画フローには生物処理施設が含まれていますが、生物処理にも様々な方式があります。また、「水道事業における高度浄水処理の導入実態及び導入検討等に関する技術資料」には、生物処理を採用する場合には認可変更申請時には実証実験データの添付が必要とあります。貴市が認可変更業務を行った場合、民間事業者が提案した生物処理施設と認可変更時の生物処理施設とで設計諸元（生物処理の方式、処理条件等）が異なる場合には、再度認可変更が必要になる場合や、実験データの提出が求められる可能性があると考えます。</p> <p>そこで、以下の点についてご教示下さい。<br/>       今後、認可変更時の生物処理施設の設計諸元が公表されるでしょうか。<br/>       生物処理の設計諸元は認可取得時の方式に限られるのでしょうか。<br/>       認可変更時の生物処理施設設計諸元と民間事業者の提案する生物処理施設設計諸元が異なる場合、民間事業者の責任により別途実験を実施し、厚生労働省へのデータ提出等を行う必要があるのでしょうか。</p> | <p>2方式で実証実験を行っており、これに基づき変更認可図書に添付し認可を取得します。変更認可申請書及び実証実験データは、今後開示する予定です。提案される生物処理方式が、十分な実績があり問題ないと判断すれば採用するものとし、変更認可のための別途実証実験は必要ないものと考えます。</p> |    |
| 74 | 実施方針 | 5    | 1 | (7) | ア |  | <p>マンガン処理施設上澄水の返送先は沈砂池となっています。これに対し、要求水準書（案）p24には「着水井に返送」との表現があります。返送先は着水井ですか、それとも沈砂池ですか。<br/>       あるいは、どちらでも良いでしょうか。<br/>       返送先が着水井でも良い場合は、返送方法や排水池の機能については事業者提案とさせて頂いてよろしいでしょうか。</p>   | <p>No.67をご参照下さい。</p>  |    |

|    | 資料名  | 該当箇所 |   |     |   |     | タイトル               | 質問  | 回答  |
|----|------|------|---|-----|---|-----|--------------------|---|---|
|    |      | 頁    | 項 |     |   |     |                    |   |   |
| 75 | 実施方針 | 5    | 1 | (7) | ア |     | 男川浄水場の計画フロー        | フローの線種(実線、破線)は何を示しますか。排水、上澄水、汚泥の区別をご教示下さい。  | No.70をご参照下さい。   |
| 76 | 実施方針 | 5    | 1 | (7) | イ | (ア) | a 事前調査事項           | 事業終了後の事後調査は必要ないとして理解していますが宜しいでしょうか。   | 要求水準書(案)P37を参照下さい。                                    |
| 77 | 実施方針 | 5    | 1 | (7) | イ | (ア) | a 事前調査業務           | a 事前調査業務は、12頁記載の「設計業務」と「建設業務」のいずれに該当するのでしょうか。当該業務を実施するのは、「設計業務を実施する者」「建設業務を実施する者」のいずれであっても構わないと理解してよろしいでしょうか?           | 前段について、いずれに該当するかは、各業務の内容により適宜ご判断下さい。後段については、ご理解の通りです。 |
| 78 | 実施方針 | 5    | 1 | (7) | イ | (ア) | a 事前調査業務           | 事前調査業務とはどのような業務を想定しているのでしょうか?   | 要求水準書(案)P8の業務を想定しています。                                |
| 79 | 実施方針 | 5    | 1 | (7) | イ | (ア) | c 周辺影響調査・電波障害等対策業務 | c 周辺影響調査・電波障害等対策業務は、12頁記載の「設計業務」と「建設業務」のいずれに該当するのでしょうか?当該業務を実施するのは、「設計業務を実施する者」「建設業務を実施する者」のいずれであっても構わないと理解してよろしいでしょうか? | 前段について、いずれに該当するかは、各業務の内容により適宜ご判断下さい。後段については、ご理解の通りです。 |
| 80 | 実施方針 | 5    | 1 | (7) | イ | (ア) | c 周辺影響調査・電波障害等対策業務 | 周辺影響調査業務とは、どのような業務を想定しているのでしょうか?  | 要求水準書(案)P28の業務を想定しています。                               |
| 81 | 実施方針 | 5    | 1 | (7) | イ | (ア) | f 運転切替業務           | 運転切替業務について、要求水準書では業務内容の具体的記載がありませんが、当該業務は事業者の対象業務でしょうか?   | ご理解の通りです。   |
| 82 | 実施方針 | 5    | 1 | (7) | イ | (ア) | f 運転切替業務           | 要求水準書では業務内容について具体的記載がありません。事業者が行う対象業務でしょうか。   | ご理解の通りです。   |

|    | 資料名  | 該当箇所 |   |     |   |     |   | タイトル         | 質問  | 回答                                  |
|----|------|------|---|-----|---|-----|---|--------------|---|-------------------------------------|
|    |      | 頁    | 項 |     |   |     |   |              |   |                                     |
| 83 | 実施方針 | 5    | 1 | (7) | イ | (7) | f | 運転切替業務       | 運転切替業務の内容は、どのようなものでしょうか？  | 入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。            |
| 84 | 実施方針 | 5    | 1 | (7) | イ | (7) |   | 男川浄水場整備業務    | 対象業務に生活環境影響調査が明記されていませんが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第15条に基づく生活環境影響調査は、民間事業者の対象業務の範囲外との理解でよろしいでしょうか。              | 範囲内とご理解下さい。                         |
| 85 | 実施方針 | 5    | 1 | (7) | イ | (イ) | c | 災害及び事故対策業務   | 過去の対応事例をご教示下さい。   | 自然災害発生時の緊急呼び出しと臨時点検等です。             |
| 86 | 実施方針 | 5    | 1 | (7) | イ | (イ) | c | 災害及び事故対策業務   | 災害対策及び事故対応業務における責任分担（リスク負担）は明示されるのでしょうか？  | 入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。            |
| 87 | 実施方針 | 5    | 1 | (7) | イ | (イ) | c | 災害及び事故対策業務   | 災害及び事故対策業務とは、どのような業務を想定しているのでしょうか？  | P19、リスクと責任分担表 - 共通 - 不可抗力の項をご参照下さい。 |
| 88 | 実施方針 | 5    | 1 | (7) | イ | (イ) |   | 男川浄水場維持管理業務  | 男川浄水場の排水処理施設を除く運転管理業務は、貴市が直営で行われるものとの理解でよろしいでしょうか？その場合、それは本事業期間に亘って変更はないものとの理解でよろしいでしょうか？               | ご理解の通りです。                           |
| 89 | 実施方針 | 5    | 1 | (7) | イ |     |   | 対象業務         | 対象業務について、実施方針記載の「イ対象業務」と要求水準書（案）8頁記載の「表2-1 対象業務」の業務名称が異なる箇所があります。統一していただけますでしょうか？                       | 統一します。                              |
| 90 | 実施方針 | 6    | 1 | (7) | イ | (イ) | g | 脱水ケーキの有効利用業務 | 「g 脱水ケーキの有効利用業務（任意提案）」とありますが、要求水準書（案）P.36 (3)-7では「有効利用（有価利用）」とあります。ここでいう有効利用とは、「有価利用」を指すと理解してよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。                           |
| 91 | 実施方針 | 6    | 1 | (7) | イ | (イ) | g | 脱水ケーキの有効利用   | 脱水ケーキの有効利用は、有価・非有価を問わず、有効利用がなされていればよいとの理解でよろしいでしょうか。  | No.90をご参照下さい。                       |

|     | 資料名  | 該当箇所 |   |     |   |     |   | タイトル                 | 質問  | 回答                                      |
|-----|------|------|---|-----|---|-----|---|----------------------|---|---|
|     |      | 頁    | 項 |     |   |     |   |                      |   |   |
| 92  | 実施方針 | 6    | 1 | (7) | イ | (4) | g | 脱水ケーキの有効利用業務（任意提案）   | 脱水ケーキの有効利用業務は任意提案と なっていますが、提案しない場合は評価点 において不利となるのでしょうか。           | 入札公告時に公表します落札者決定基準に より審査されます。           |
| 93  | 実施方針 | 6    | 1 | (7) | イ | (4) | g | 脱水ケーキの有効 利用業務(任意提 案) | 「任意提案」とありますが、評価の対象と なりますか。提案した場合と提案しなかつ た場合の評価の違いはどのようにお考えで しょうか。 | No.92をご参照下さい。                           |
| 94  | 実施方針 | 6    | 1 | (7) | イ | (4) | g | 脱水ケーキの有効 利用業務 (任意提案) | “脱水ケーキの有効利用（任意）”とあり ますが、やはり民間事業者が負担するこ とが審査の上重要と考えても宜しいでしょ うか。    | No.92をご参照下さい。                           |
| 95  | 実施方針 | 6    | 1 | (7) | イ | (イ) | h | 警備業務                 | 警備業務とは具体的にどのような業務をお 考えですか。夜間・休日の常駐は不要と考 えてよろしいでしょうか。              | 要求水準で求めている警備業務は、警備業 法の警備業務には該当しないと考えます。 |
| 96  | 実施方針 | 6    | 1 | (7) | イ | (イ) | h | 警備業務                 | 警備業務は警備業法に規定されるもので しょうか。それとも場内への侵入等を管理 する「保安業務」と同義と考えてよろしい でしょうか。 | ご理解の通りです。                               |
| 97  | 実施方針 | 6    | 1 | (7) | イ | (イ) | h | 警備業務                 | 警備業務とは平日の日昼業務での保安業務 として限定して宜しいでしょうか。                              | No.95、96をご参照下さい。                        |
| 98  | 実施方針 | 6    | 1 | (7) | イ | (イ) | h | 警備業務                 | 警備業務とは夜間・休日を除く日昼業務と した保安業務と理解して宜しいでしょ うか。                         | No.95、96をご参照下さい。                        |
| 99  | 実施方針 | 6    | 1 | (7) | イ | (4) | h | 警備業務                 | 警備業務について、御市が作成した基本設 計を参考にしてよろしいでしょうか。                             | ご理解の通りです。No.95、96をご参照下さ い。              |
| 100 | 実施方針 | 6    | 1 | (7) | イ | (4) | h | 警備業務                 | 時間帯を明確にお教え下さい。  | No.95、96をご参照下さい。                        |
| 101 | 実施方針 | 6    | 1 | (7) | イ | (イ) | h | 警備業務                 | 警備業務とはの夜間・休日を除く日昼業務 とした保安業務として理解していますが宜 しいでしょうか。                  | No.95、96をご参照下さい。                        |
| 102 | 実施方針 | 6    | 1 | (7) | イ | (イ) | h | 警備業務                 | 警備業務とはの夜間・休日を除く日勤時 に、保安業務として行う業務であると理解 してよろしいでしょうか。               | No.95、96をご参照下さい。                        |

|     | 資料名  | 該当箇所 |   |     |   |     | タイトル        | 質問   | 回答   |
|-----|------|------|---|-----|---|-----|-------------|--|--|
|     |      | 頁    | 項 |     |   |     |             |  |  |
| 103 | 実施方針 | 6    | 1 | (7) | イ | (ウ) | 場外施設等維持管理業務 | 場外施設の維持管理業務は、対象施設が多く、実施すべき業務が多岐にわたっているため、提案コストの見積りにおいて計上漏れが発生することが容易に想像されます。そのため、業務内容が詳細にわかる仕様書等についてご提示頂けますでしょうか。詳細仕様をご提示頂けない場合は、その為に受託後発生した追加費用については、その対価を見直し頂けますでしょうか。 | 前段について、過去5年間の業務の仕様書・過去1年間の実績については水道局工務課で閲覧可能です。後段については、対価の見直しは行いません。 |
| 104 | 実施方針 | 6    | 1 | (7) | イ | (ウ) | 場外施設等維持管理業務 | 対象となる全場外施設管理業務の過去の業務内容をご教示いただけますか。   | No.103をご参照下さい。   |
| 105 | 実施方針 | 6    | 1 | (7) | イ | (ウ) | 場外施設等維持管理業務 | 場外施設等維持管理業務について、詳細項目の把握が必要であるため、対象となる全場外施設管理業務の業務実績（過去5年程度）を提供いただけますか。   | No.103をご参照下さい。   |
| 106 | 実施方針 | 6    | 1 | (7) | イ | (ウ) | 場外施設等維持管理業務 | 対象となる全場外施設管理業務の過去5年分の業務内容をご教示願います。   | No.103をご参照下さい。   |
| 107 | 実施方針 | 6    | 1 | (7) | イ | (ウ) | 場外施設等維持管理業務 | 場外施設当維持管理業務について、御市が行った基本設計を参考にしてよろしいでしょうか。   | No.103をご参照下さい。   |
| 108 | 実施方針 | 6    | 1 | (7) | イ | (ウ) | 場外施設等維持管理業務 | 管理業務の内容をお教え下さい。  | No.103をご参照下さい。   |
| 109 | 実施方針 | 6    | 1 | (7) | イ | (ウ) | 場外施設等維持管理業務 | 業務内容の理解のため、対象となる全場外施設管理業務の業務内容（過去5年程度）を提供いただけますか。  | No.103をご参照下さい。   |

|     | 資料名  | 該当箇所 |   |     |   |     | タイトル        | 質問  | 回答   |   |
|-----|------|------|---|-----|---|-----|-------------|---|--|---|
|     |      | 頁    | 項 |     |   |     |             |   |  |   |
| 110 | 実施方針 | 6    | 1 | (7) | イ | (ウ) | 場外施設等維持管理業務 | (ウ) 場外施設等維持管理業務には、「a保守点検業務」と「bその他業務」が含まれますが、要求水準書(案)における「(4)-1場外施設保守点検業務」の ~ 及び「(4)-2簡易水道施設保守点検業務」の ~ (各施設の水質点検、警備業務、清掃業務、植栽管理業務、補修業務)、が「bその他業務」に該当すると考えますがよろしいでしょうか。異なる場合は、想定されている業務内容をご明示下さい。 | No.103をご参照下さい。   |   |
| 111 | 実施方針 | 6    | 1 | (7) | イ | (ウ) | b           | その他業務   | その他業務とは具体的にどのような業務が想定されますでしょうか。  | No.103をご参照下さい。  |
| 112 | 実施方針 | 6    | 1 | (7) | イ | (ウ) | b           | その他業務   | その他業務とは、どのような業務を想定しているのでしょうか?  | No.103をご参照下さい。  |
| 113 | 実施方針 | 6    | 1 | (7) | イ | (ウ) | b           | その他業務   | 「b その他業務」とは、具体的にどのような業務内容でしょうか。  | No.103をご参照下さい。  |
| 114 | 実施方針 | 6    | 1 | (7) | ウ |     |             | 民間事業者の収入  | 事業契約書(案)は何時頃公表される予定でしょうか?  | 入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。  |
| 115 | 実施方針 | 6    | 1 | (7) | ウ | (ア) |             | 男川浄水場整備業務の対価  | 「その他初期費用(SPC組成費用を含む)・・・その支払方法は・・・出来高の10分の9以内の額を支払う」とありますが、「その他初期費用(SPC組成費用を含む)」は、整備業務とは異なり、費用発生した年度毎に全額(10分の10)が支払われるとの理解でよろしいでしょうか。 | 支払方法は当該年度までの出来高の10分の9以内の額を支払います。しかし、契約時に年度毎の支払計画を明記しますので、それを上限とします。 |
| 116 | 実施方針 | 6    | 1 | (7) | ウ | (ア) |             | 男川浄水場整備業務の対価  | 初回の支払いは、事業契約締結から平成25年3月までの出来高の10分の9が平成25年4月に支払われると理解してよろしいでしょうか?   | 平成24年度の出来高は無いと判断しています。  |
| 117 | 実施方針 | 6    | 1 | (7) | ウ | (ア) |             | 男川浄水場整備業務の対価  | 「その他初期費用(SPC組成費用を含む)」の出来高の計算の仕方をご教示願います。   | 入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。  |

|     | 資料名  | 該当箇所 |   |     |   |     | タイトル         | 質問   | 回答   |
|-----|------|------|---|-----|---|-----|--------------|--|--|
|     |      | 頁    | 項 |     |   |     |              |  |  |
| 118 | 実施方針 | 6    | 1 | (7) | ウ | (7) | 男川浄水場整備業務の対価 | 整備業務の対価については「その支払い方法は、整備期間中に、毎年度1回、当該年度までの出来高の10分の9以内の額を支払うこととし」とありますが、前払金の支払はないのでしょうか。  | 前払金の支払はありません。                                    |
| 119 | 実施方針 | 6    | 1 | (7) | ウ | (ア) | 男川浄水場整備業務の対価 | 「整備期間中に、毎年度1回、当該年度までの出来高の10分の9以内の額を支払うこととし、その残額は、男川浄水場の所有権移転・引渡し後に、民間事業者を支払うこととする。」とありますが、具体的には、出来高の支払い時期は、平成25年4月、平成26年4月、平成27年4月、平成28年4月、平成29年4月で、残額の支払い時期は、平成29年10月であるとの理解でよろしいでしょうか？ | ご理解の通りですが、平成24年度の出来高は無いと判断しています。請求後、40日以内に支払います。 |
| 120 | 実施方針 | 6    | 1 | (7) | ウ | (ア) | 男川浄水場整備業務の対価 | 「整備期間中に、毎年度1回、当該年度までの出来高の10分の9以内の額を支払う」とありますが、工場製作部分についても適用されるとの理解でよろしいでしょうか？  | ご理解の通りです。  |
| 121 | 実施方針 | 6    | 1 | (7) | ウ | (ア) | 男川浄水場整備業務の対価 | 男川浄水場整備業務に係る費用、その他初期費用（SPC組成費用を含む）からなるのですが、SPC組成費用以外に初期費用に含まれるものをご教示下さい。   | 資金調達や工事の契約保障に係る費用などです。                           |
| 122 | 実施方針 | 6    | 1 | (7) | ウ | (7) | 男川浄水場整備業務の対価 | 残額の支払いが引渡し後と明記されていますが、引渡し後とはどの時点でしょうか。   | No.119をご参照下さい。竣工確認後となります。                        |
| 123 | 実施方針 | 6    | 1 | (7) | ウ | (7) | 民間事業者の収入     | 「毎年度1回、当該年度までの出来高の10分の9以内の額を支払う」とございますが、原則、当該年度出来高の10分の9をお支払いいただけるという理解でよろしいでしょうか。   | No.115をご参照下さい。                                   |

|     | 資料名  | 該当箇所 |   |     |   |     | タイトル                 | 質問   | 回答  |
|-----|------|------|---|-----|---|-----|----------------------|--|---|
|     |      | 頁    | 項 |     |   |     |                      |  |   |
| 124 | 実施方針 | 6    | 1 | (7) | ウ | (7) | 男川浄水場整備業務の対価         | 整備業務の対価のうち年度毎の出来高額は、民間事業者による提案を尊重していただけるとの理解でよろしいでしょうか。                              | 支払額は出来高によりますが、本市としては、均等に支払うよう考えており、入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。 |
| 125 | 実施方針 | 6    | 1 | (7) | ウ | (7) | 男川浄水場整備業務の対価         | 「残額は、男川浄水場の所有権移転・引渡し後に、民間事業者を支払う」とありますが、一括で支払われるとの理解でよろしいでしょうか。                      | ご理解の通りです。   |
| 126 | 実施方針 | 6    | 1 | (7) | ウ | (7) | 男川浄水場整備業務の対価         | 当該年度までの出来高の10分の9以内の額を支払う、とされていますが、支払額は10分の9以内ではなく確定した数値として事業契約書案に示されると理解してよろしいでしょうか。 | No.115をご参照下さい。  |
| 127 | 実施方針 | 6    | 1 | (7) | ウ | (イ) | 男川浄水場・場外施設維持管理業務の対価  | 「維持管理期間中に民間事業者を支払う」とありますが、具体的な支払頻度についてご教示下さい。  | 入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。                                    |
| 128 | 実施方針 | 6    | 1 | (7) | ウ | (イ) | 男川浄水場・場外施設等維持管理業務の対価 | 「その支払い方法は、維持管理期間中に民間事業者を支払うこととする。」とありますが、毎年当該年度分を100%支払うという理解でよろしいでしょうか。             | ご理解の通りです。   |
| 129 | 実施方針 | 6    | 1 | (7) | ウ | (イ) | 男川浄水場・場外施設等維持管理業務の対価 | SPCの会社運営費用は、施設整備期間は施設整備業務の対価の「その他初期費用」、供用開始後は、「維持管理業務の対価」として支払われると理解してよろしいでしょうか?     | ご理解の通りです。   |
| 130 | 実施方針 | 6    | 1 | (7) | ウ | (イ) | 男川浄水場・場外施設等維持管理業務の対価 | 維持管理期間の対価の支払時期、方法を明示ください。  | No.127をご参照下さい。  |
| 131 | 実施方針 | 6    | 1 | (7) | ウ | (イ) | 男川浄水場・場外施設等維持管理業務の対価 | 支払方法は、期間中に「毎月均等」と考えてよろしいでしょうか。   | No.127をご参照下さい。  |
| 132 | 実施方針 | 6    | 1 | (7) | ウ | (イ) | 男川浄水場・場外施設維持管理業務の対価  | 「維持管理期間中に民間事業者を支払う」とありますが、どのようなスケジュールで支払われるのでしょうか。                                   | No.127をご参照下さい。  |

|     | 資料名  | 該当箇所 |   |     |   |     | タイトル                       | 質問  | 回答             |
|-----|------|------|---|-----|---|-----|----------------------------|---|----------------|
|     |      | 頁    | 項 |     |   |     |                            |   |                |
| 133 | 実施方針 | 6    | 1 | (7) | ウ | (4) | 男川浄水場・場外施設等維持管理業務の対価       | 維持管理業務の対価については「その支払い方法は、維持管理期間中に民間事業者を支払うこととする」とありますが、対価の支払いについては何回/年の支払をお考えですか。  | No.127をご参照下さい。 |
| 134 | 実施方針 | 6    | 1 | (7) | ウ | (4) | 男川浄水場・場外施設等維持管理業務の対価       | 支払方法は維持管理期間中と明記されていますが、毎年度支払われると考えてよろしいでしょうか。支払い時期を含めご教示願います。   | No.127をご参照下さい。 |
| 135 | 実施方針 | 6    | 1 | (7) | ウ | (イ) | 男川浄水場・場外施設維持管理業務の対価        | 「維持管理期間中に民間事業者を支払う」とありますが、どの程度の頻度で支払われるのでしょうか。  | No.127をご参照下さい。 |
| 136 | 実施方針 | 6    | 1 | (7) | ウ | (イ) | 男川浄水場・場外施設維持管理業務の対価        | 「維持管理期間中に民間事業者を支払う」とありますが、予定される支払いの頻度をご教示願います。  | No.127をご参照下さい。 |
| 137 | 実施方針 | 6    | 1 | (7) | ウ | (4) | 男川浄水場・場外施設等維持管理業務の対価       | 「維持管理期間中に民間事業者を支払う」とありますが、具体的な支払いのタイミング（例：四半期毎）をご教示ください。  | No.127をご参照下さい。 |
| 138 | 実施方針 | 6    | 1 | (7) | ウ | (4) | 男川浄水場・場外施設等維持管理業務の対価       | 「その支払方法は、維持管理期間中に民間事業者を支払う」とありますが毎年支払うと理解してよいのでしょうか？また、具体的にはいつ、何回支払われるのでしょうか？また、初回は何時でしょうか？そして、金額は平準化されるのか、提案内容に応じて支払われるのでしょうか？ | No.127をご参照下さい。 |
| 139 | 実施方針 | 6    | 1 | (7) | ウ | (イ) | 男川浄水場維持管理業務・場外施設等維持管理業務の対価 | 男川浄水場整備業務の対価は毎年度1回の支払いがありますが、維持管理業務の対価はいつ頃の支払いを想定されているのでしょうか。   | No.127をご参照下さい。 |
| 140 | 実施方針 | 6    | 1 | (7) | ウ | (4) | 男川浄水場・場外施設等維持管理業務の対価       | 維持管理期間中の支払方法は、事業契約書案に示されると理解してよろしいでしょうか。  | No.127をご参照下さい。 |

|     | 資料名  | 該当箇所 |   |     |   |     | タイトル         | 質問  | 回答                       |
|-----|------|------|---|-----|---|-----|--------------|---|--------------------------|
|     |      | 頁    | 項 |     |   |     |              |   |                          |
| 141 | 実施方針 | 6    | 1 | (7) | ウ | (ウ) | 脱水ケーキの有効利用収入 | 「脱水ケーキの有効利用・・・有償譲渡することとする」とありますが、脱水ケーキ所有権は脱水施設において脱水ケーキが生成された後、いつの時点で、事業者に移転されるとの考えでよろしいでしょうか。<br>(例・ケーキヤードに保管された時点、ケーキを搬出するためトラックスケールに乗った時点) | 入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。 |
| 142 | 実施方針 | 6    | 1 | (7) | ウ | (ウ) | 脱水ケーキの有効利用収入 | 貴市から民間事業者の有償譲渡とありますが、設定されている金額をご提示願います。   | 民間事業者からの提示額によります。        |
| 143 | 実施方針 | 6    | 1 | (7) | ウ | (ウ) | 脱水ケーキの有効利用収入 | 「本市から民間事業者の有償譲渡する」とありますが、有償譲渡価格は事業者の提案に委ねられているとの理解でよろしいでしょうか。<br>また、貴市にて有償譲渡の想定単価がある場合は、その単価をご教示ください。   | No.142をご参照下さい。           |
| 144 | 実施方針 | 6    | 1 | (7) | ウ | (ウ) | 脱水ケーキの有効利用収入 | 脱水ケーキは貴市から民間事業者の有償譲渡とありますが、譲渡価格は事業契約書案に示されると理解してよろしいでしょうか。  | No.142をご参照下さい。           |
| 145 | 実施方針 | 6    | 1 | (7) | ウ | (ウ) | 脱水ケーキの有効利用収入 | 脱水ケーキは「有償譲渡する」とありますが、その譲渡価格はどのように設定するのですか。  | No.142をご参照下さい。           |
| 146 | 実施方針 | 6    | 1 | (7) | ウ | (ウ) | 脱水ケーキの有効利用収入 | 「脱水ケーキの有効利用・・・有償譲渡することとする」とありますが、貴市から民間事業者への有償譲渡の単価等に規定がある場合はご教示願います。<br>(事業者側で検討する収入金額が有償譲渡額を下回ることがないか確認したいため)                               | No.142をご参照下さい。           |

|     | 資料名  | 該当箇所 |   |     |   |     | タイトル         | 質問  | 回答   |
|-----|------|------|---|-----|---|-----|--------------|---|--|
|     |      | 頁    | 項 |     |   |     |              |   |  |
| 147 | 実施方針 | 6    | 1 | (7) | ウ | (ウ) | 脱水ケーキの有効収入   | 脱水ケーキを有償譲渡するとありますが、現段階での1t当たりの金額をご教示下さい。  | 10円/m3です。  |
| 148 | 実施方針 | 6    | 1 | (7) | ウ | (ウ) | 脱水ケーキの有効利用収入 | 「脱水ケーキは民間事業者の有償譲渡される」とありますが、譲渡される際の想定価格をご教示願います。  | No.142をご参照下さい。                                       |
| 149 | 実施方針 | 6    | 1 | (7) | ウ | (ウ) | 脱水ケーキの有効利用収入 | 「脱水ケーキの有効利用を提案することが可能」とあります。その具体的採点方法をご教示ください。それとも任意なので評価対象にならないのでしょうか？                 | 脱水ケーキの有効利用業務は任意提案ですが、評価対象です。入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。 |
| 150 | 実施方針 | 6    | 1 | (7) | ウ | (ウ) | 脱水ケーキの有効利用収入 | 「有効利用を提案できる」とありますが、提案した場合は評価点となり、しない場合は評価点が見つからないとの解釈で宜しいでしょうか？                         | No.149をご参照下さい。                                       |
| 151 | 実施方針 | 6    | 1 | (7) | ウ | (ウ) | 脱水ケーキの有効利用収入 | 民間事業者が脱水ケーキを有効利用する場合、民間事業者が計画した脱水ケーキ量より、実際に発生する脱水ケーキ量の方が多い場合、計画脱水ケーキ量のみ有償譲渡としてよいのでしょうか？ | 全量を有償譲渡します。  |
| 152 | 実施方針 | 6    | 1 | (7) | ウ | (ウ) | 脱水ケーキの有効利用収入 | また上記にからみ、提案の内容は3年程度で見直すなど、現実的な対応はお願いできないでしょうか？  | 定期的な見直しは想定しておりません。                                   |
| 153 | 実施方針 | 6    | 1 | (7) | ウ | (ウ) | 脱水ケーキの有効利用収入 | 脱水ケーキの有効利用を提案した場合、有効利用の義務および貴市からの買取価格が事業期間にわたって固定化されるとの理解でよろしいでしょうか？                    | ご理解の通りです。  |
| 154 | 実施方針 | 6    | 1 | (7) | ウ | (ウ) | 脱水ケーキの有効利用収入 | 現状での脱水ケーキの排出量はどれくらいですか(例えば年間約何トン)。  | 要求水準書(案)P23をご参照下さい。                                  |
| 155 | 実施方針 | 6    | 1 | (7) | ウ | (ウ) | 脱水ケーキの有効利用収入 | 現状、脱水ケーキの放射能測定はなされていますか。また測定結果に特に問題はありませんか。   | 測定していますが、問題ありません。                                    |

|     | 資料名  | 該当箇所 |   |     |   |     | タイトル                       | 質問  | 回答   |
|-----|------|------|---|-----|---|-----|----------------------------|---|--|
|     |      | 頁    | 項 |     |   |     |                            |   |  |
| 156 | 実施方針 | 6    | 1 | (7) | ウ | (ウ) | 脱水ケーキの有効利用収入（任意提案による任意収入）  | 「有効利用」については、全量についての有効利用と理解して宜しいでしょうか。   | ご理解の通りです。  |
| 157 | 実施方針 | 7    | 1 | (7) | エ | (ア) | 男川浄水場整備業務の負担               | 「本市水道局からの支払いがあるまでの間～」とありますが、毎年度末の出来高検査終了後に対価を請求した後、どの程度の期間でお支払い頂けますでしょうか。   | No.119をご参照下さい。   |
| 158 | 実施方針 | 7    | 1 | (7) | エ | (ア) | 業務の負担                      | 本市からの支払いがあるまでの間、負担する。との事は、SPC組成や提案に掛かった費用や建設期間中の金融費用を指すと理解すれば宜しいでしょうかご教示願います。   | SPCの組成費用や建設期間中の金融費用についてはご理解の通りですが、提案書作成費用は民間事業者の負担になります。 |
| 159 | 実施方針 | 7    | 1 | (7) | エ | (イ) | 男川浄水場維持管理業務・場外施設等維持管理業務の対価 | 「本市水道局からの支払いがあるまでの間～」とありますが、対価を請求した後、どの程度の期間でお支払い頂けますでしょうか。   | No.119をご参照下さい。   |
| 160 | 実施方針 | 7    | 1 | (8) | ア |     | 事業期間                       | 場外施設等の維持管理業務について、引き継ぎのために、維持管理開始前より業務に従事することは可能でしょうか。また、引き継ぎ元である維持管理業者からの十分な協力が得られるとの理解でよろしいでしょうか。                    | ご理解の通りです。  |
| 161 | 実施方針 | 7    | 1 | (8) | ア |     | 事業スケジュール                   | 本施設の完成後6カ月以内に本施設が未使用で市に引き渡されることから、SPCと建設業務を行う企業との間の請負契約において「SPCが本施設の原始取得者である」旨明記すれば、SPCには不動産取得税が課税されないと理解してよろしいでしょうか？ | ご理解の通りです。  |

|     | 資料名  | 該当箇所 |   |     |   |  | タイトル      | 質問   | 回答   |
|-----|------|------|---|-----|---|--|-----------|--|--|
|     |      | 頁    | 項 |     |   |  |           |  |  |
| 162 | 実施方針 | 7    | 1 | (8) | ア |  | 事業期間      | <p>場外施設等の維持管理についても、男川浄水場整備後の平成29年10月1日から開始となっています。</p> <p>事業契約後から5年間は、どのように管理されるお考えでしょうか。施設を習熟するために、技術者を配置させることは可能でしょうか。</p> | <p>前段については、PFI事業とは別に水道局が委託しますが、委託先、委託方法などは未定です。</p> <p>後段については、ご理解の通りです。</p> |
| 163 | 実施方針 | 7    | 1 | (8) | ア |  | 事業スケジュール  | <p>設計・工事期間を5年としておりますが、工事工期を短縮すること（平成29年9月より前に施設の引渡し）は可能でしょうか？</p>  | No.64をご参照下さい。  |
| 164 | 実施方針 | 7    | 1 | (8) | ア |  | 事業期間      | <p>前倒しによる引渡しは可能でしょうか。</p>  | No.64をご参照下さい。  |
| 165 | 実施方針 | 7    | 1 | (8) | ア |  | 事業期間      | <p>工程短縮により施設引渡しを早めることが可能ですか。</p>   | No.64をご参照下さい。  |
| 166 | 実施方針 | 7    | 1 | (8) | ア |  | 事業期間      | <p>不可抗力等の理由により引渡しが遅れた場合は、場外施設維持管理業務の開始時期もそれに伴い、同様に遅れるものと理解して宜しいでしょうか。</p>  | 発生した時点で判断致します。   |
| 167 | 実施方針 | 7    | 1 | (8) | ア |  | 事業期間      | <p>場外施設等の維持管理業務の事業期間（平成29年10月1日～平成44年9月末日まで）は変更する可能性はありますか。</p>  | 現時点では想定しておりません。  |
| 168 | 実施方針 | 7    | 1 | (8) | イ |  | 事業化スケジュール | <p>「12月上旬入札説明書、要求水準書の公表」とありますが、これと同時に「落札者評価基準」や「様式集」、「各種契約書案」が公表されると考えてよろしいでしょうか。</p>  | ご理解の通りです。  |
| 169 | 実施方針 | 7    | 1 | (8) | イ |  | 事業化スケジュール | <p>「個別対話の実施」とは、全参加グループに対して実施されると考えてよいでしょうか。</p>  | ご理解の通りです。  |

|     | 資料名  | 該当箇所 |   |     |   |  | タイトル      | 質問  | 回答   |
|-----|------|------|---|-----|---|--|-----------|---|--|
|     |      | 頁    | 項 |     |   |  |           |   |  |
| 170 | 実施方針 | 7    | 1 | (8) | イ |  | 事業化スケジュール | 平成24年2月に予定されている個別対話の内容はどのようなものをお考えでしょうか。また、事業提案審査の対象となるのでしょうか。                | 前段については、入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。後段について、個別対話は審査対象ではありません。 |
| 171 | 実施方針 | 7    | 1 | (8) | イ |  | 事業化スケジュール | 「個別対話の実施」は評価の対象とされるのでしょうか。  | No.170をご参照下さい。   |
| 172 | 実施方針 | 7    | 1 | (8) | イ |  | 事業化スケジュール | 「個別対話の実施」とありますが、これも評価対象と考えてよろしいでしょうか。   | No.170をご参照下さい。   |
| 173 | 実施方針 | 7    | 1 | (8) | イ |  | 事業化スケジュール | 「個別対話の実施」の内容は、事業提案審査に反映されるのでしょうか。   | No.170をご参照下さい。   |
| 174 | 実施方針 | 7    | 1 | (8) | イ |  | 事業化スケジュール | 「個別対話の実施」の内容は、事業提案審査に反映されるのでしょうか。   | No.170をご参照下さい。   |
| 175 | 実施方針 | 7    | 1 | (8) | イ |  | 事業化スケジュール | 「個別対話の実施」とは、「ヒアリングの実施」と理解してよろしいでしょうか。   | No.170をご参照下さい。   |
| 176 | 実施方針 | 7    | 1 | (8) | イ |  | 事業化スケジュール | 「個別対話の実施」の内容は、事業提案の審査等に反映されるのでしょうか。   | No.170をご参照下さい。   |
| 177 | 実施方針 | 7    | 1 | (8) | イ |  | 事業化スケジュール | 「個別対話の実施」とは、各社へのヒアリングですか、それとも各グループと考えるべきですか、お教え下さい。また、その内容は審査の対象となるのか、お教え下さい。 | 前段についてはグループを想定していません。後段についてはNo.170をご参照下さい。               |
| 178 | 実施方針 | 7    | 1 | (8) | イ |  | 事業化スケジュール | 「個別対話の実施」とは、各グループへのヒアリングを実施すると理解して宜しいでしょうか。                                   | No.177をご参照下さい。   |
| 179 | 実施方針 | 7    | 1 | (8) | イ |  | 事業化スケジュール | 「個別対話の実施」とは、具体的にどのような内容に関して実施されるのでしょうか。                                       | 民間事業者との意思疎通を図ることも目的ですので、内容は限定しておりません。                    |
| 180 | 実施方針 | 7    | 1 | (8) | イ |  | 事業化スケジュール | 公表された回答に対する質問は可能でしょうか。  | 入札公告時に質問可能です。  |

|     | 資料名  | 該当箇所 |   |     |   |     | タイトル      | 質問   | 回答   |
|-----|------|------|---|-----|---|-----|-----------|--|--|
|     |      | 頁    | 項 |     |   |     |           |  |  |
| 181 | 実施方針 | 7    | 1 | (8) | イ |     | 事業化スケジュール | 平成24年1月の質問回答の公表に対し、回答内容に関する質問の機会是与えていただけないのでしょうか。                              | 入札公告時に質問可能です。  |
| 182 | 実施方針 | 7    | 1 | (8) | イ |     | 事業化スケジュール | 入札説明書・要求水準書の公表後に再度の現地見学会は開催されないのでしょうか。また個別の現地確認は可能でしょうか。                       | 前段については、入札公告後に場外施設等の見学会を予定しています。後段については、可能ですが、個別案内はしないため、施設の外からの確認となります。希望する場合は事前に水道局工務課にご連絡下さい。 |
| 183 | 実施方針 | 7    | 2 | (8) | イ |     | 事業化スケジュール | 事業化スケジュール中、男川浄水場および業務関連施設への現地見学は、要望すれば可能でしょうか。                                 | No.182をご参照下さい。   |
| 184 | 実施方針 | 7    | 1 | (8) | イ |     | 事業化スケジュール | 落札者の決定から事業契約の締結までは実質1ヶ月以上の余裕があると理解してよろしいでしょうか。                                 | ご理解の通りです。  |
| 185 | 実施方針 | 8    | 1 | (7) | ウ | (ア) | 想定事業スキーム図 | 場外施設等の保守管理業務開始は、SPC設立以後なのか、男川浄水場施設運転開始以後なのか、明記がありませんが、男川浄水場施設運転開始以後と理解してよろしいか？ | P7に記載してあります通り、平成29年10月1日からを想定しています。  |
| 186 | 実施方針 | 8    | 1 | (7) | ウ | (ア) | 想定事業スキーム図 | 図中に「銀行等」によるSPCへの融資の記載がありますが、融資の要否は、民間事業者の判断によると理解してよろしいでしょうか？                  | ご理解の通りです。  |
| 187 | 実施方針 | 8    | 1 | (8) | ウ | (ア) | 想定事業スキーム図 | 銀行等からの融資がスキームに掲載されておりますが、「融資」を受けることについては、民間事業者の任意事項と考えてよろしいでしょうか。              | No.186をご参照下さい。   |
| 188 | 実施方針 | 8    | 1 | (8) | ウ | (ア) | 想定事業スキーム図 | 銀行の関わりについては、建設期間中の短期融資と理解して宜しいでしょうか  | No.186をご参照下さい。   |

|     | 資料名  | 該当箇所 |   |     |   |     | タイトル      | 質問  | 回答   |
|-----|------|------|---|-----|---|-----|-----------|---|--|
|     |      | 頁    | 項 |     |   |     |           |   |  |
| 189 | 実施方針 | 8    | 1 | (8) | ウ | (ア) | 想定事業スキーム図 | 【想定事業スキーム図】に銀行等の融資契約が示されていますが、整備業務の対価は出来高に応じて相当額支払われるため、構成員の出資等により長期資金借入は不要であると判断した場合、銀行等の融資契約を行わない提案も可能との理解でよろしいでしょうか。   | No.186をご参照下さい。                                 |
| 190 | 実施方針 | 8    | 1 | (8) | ウ | (ア) | 想定事業スキーム図 | 「脱水ケーキの有効利用」が（任意）とありますが、脱水ケーキの有効利用業務は、PFI事業として民間事業者のノウハウ及びネットワークを活かすべき業務と考えます。<br>また、15年間に亘る長期の事業期間において、非有価利用業者（業許可を取得し、料金徴収の上利用）の増加リスク等を考えると、脱水ケーキの有効利用（有価販売）先を確保し続けることは官民間わず多大な負荷となることが予想されます。従って、事業者の選定においては、この業務を民間事業者が負担することに対する十分な評価を頂けるものと理解してよろしいでしょうか。 | 前段については、ご意見として受けました。<br>後段については、No.149をご参照下さい。 |
| 191 | 実施方針 | 8    | 1 | (8) | ウ | (ア) | 想定事業スキーム図 | 「脱水ケーキの有効利用（任意）」とありますが、脱水ケーキの有効利用を提案した場合は十分に評価いただけると考えてよろしいでしょうか。   | No.149をご参照下さい。                                 |
| 192 | 実施方針 | 8    | 1 | (8) | ウ | (ア) | 想定事業スキーム図 | 想定事業スキーム図において、脱水ケーキの有効利用は任意と記載されております。ここでいう有効利用とは有価利用と理解していますが、有価利用の場合、有価販売先の15年間に亘る確保等、非常にリスクが高いと考えるため、提案を行った事業者の評価は大きいと理解して宜しいでしょうか。  | No.149をご参照下さい。                                 |

|     | 資料名  | 該当箇所 |   |     |   |     | タイトル       | 質問   | 回答   |
|-----|------|------|---|-----|---|-----|------------|--|--|
|     |      | 頁    | 項 |     |   |     |            |  |  |
| 193 | 実施方針 | 8    | 1 | (8) | ウ | (ア) | 想定事業スキーム図  | 想定事業スキーム図において、脱水ケーキの有効利用は任意と記載されております。ここでいう有効利用とは有価利用と理解して宜しいでしょうか。また、有価利用の場合、有価販売先の15年間に亘る確保等、非常にリスクが高いと考えられるため、提案を行った事業者の評価は大きいと理解してよろしいでしょうか。 | No.149をご参照下さい。                                     |
| 194 | 実施方針 | 8    | 1 | (8) | ウ | (ア) | 想定事業スキーム図  | 「民間事業者」即ち「SPC」(特別目的会社)は建設期間からの組成が必要でしょうか？  | PF1の契約は本市とSPCとの間で締結します。                            |
| 195 | 実施方針 | 8    | 1 | (9) | ア |     | 選定結果の公表    | 「本市自らが実施したときに比べて効果的かつ効率的に事業が実施されると判断される場合に…」とありますが、実施すると判断する根拠の提示をお願いします。また、PSC、VFMおよび最低制限価格等については公表いただけるのでしょうか。                                 | 前段については、特定事業の選定時に公表します。後段については、入札の条件は入札公告時にお示しします。 |
| 196 | 実施方針 | 9    | 2 | (1) |   |     | 民間事業者選定の方法 | 予定価格は公表されるのでしょうか。  | 入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。                           |
| 197 | 実施方針 | 9    | 2 | (1) |   |     | 民間事業者選定の方法 | 総合評価一般競争入札において、予定価格は公表されるのでしょうか？   | No.196をご参照下さい                                      |
| 198 | 実施方針 | 9    | 2 | (1) |   |     | 民間事業者選定の方法 | 「総合評価一般競争入札方式」とありますが、入札説明書等において予定価格は公表されるのでしょうか。   | No.196をご参照下さい                                      |
| 199 | 実施方針 | 9    | 2 | (1) |   |     | 民間事業者選定の方法 | 総合評価一般競争入札において価格点と技術点のウエイトについてご教示ください。   | 入札公告時に公表します落札者決定基準により審査されます。                       |
| 200 | 実施方針 | 9    | 2 | (1) |   |     | 民間事業者選定の方法 | 総合評価一般競争入札において、価格点と技術点のウエイトはどのように想定しているのでしょうか？   | No.199をご参照下さい。                                     |
| 201 | 実施方針 | 9    | 2 | (1) |   |     | 民間事業者選定の方法 | 「総合評価一般競争入札方式」とありますが、最低制限価格は設定されるのでしょうか。   | 入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。                           |

|     | 資料名  | 該当箇所 |   |     |   |     | タイトル               | 質問  | 回答                                     |
|-----|------|------|---|-----|---|-----|--------------------|---|--|
|     |      | 頁    | 項 |     |   |     |                    |   |  |
| 202 | 実施方針 | 9    | 2 | (2) | イ | (イ) | 実施方針に対する質問等への回答の公表 | 実施方針P.7のスケジュールには、11月25日に「要求水準書（案）」に対する回答の公表がされる旨が記載されていますが、ここでは「実施方針に対する質問等への回答」についてのみ触れられています。「要求水準書（案）」に対する質問回答についても、同様にホームページに掲載されるものとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。                              |
| 203 | 実施方針 | 10   | 2 | (2) | ウ |     | 入札説明書等の公表          | 「入札説明書（本編及び付属資料（要求水準書、事業契約書（案）、落札者決定基準等）」とありますが、入札説明書『等』の誤記ではありませんか。入札説明書等と入札説明書を明確に区別するため、ご確認下さい。  | 訂正します。                                 |
| 204 | 実施方針 | 10   | 2 | (2) | キ |     | 個別対話の実施            | 個別対話を実施することを予定していると思いますが、これは事業提案審査（入札提案書の提出可否）を目的に行われるのですか。また、質問回答に対する再質問、その他設計・提案に関する協議ができる場としていただけるのでしょうか。  | 前段についてはNo.170をご参照下さい。後段については、ご理解の通りです。 |
| 205 | 実施方針 | 10   | 2 | (2) | ク |     | 提案書の提出             | 「ヒアリングを行うことを予定している」とありますが、どのタイミングで実施される予定かご教示下さい。   | ヒアリングの実施については未定です。                     |
| 206 | 実施方針 | 10   | 2 | (2) | ク |     | 提案書の提出             | 「入札参加者に対するヒアリングを・・・」とありますが、ヒアリングは全ての入札参加者に行われるとの理解でよろしいでしょうか。   | No.205をご参照下さい。                         |
| 207 | 実施方針 | 10   | 2 | (2) | ク |     | 提案書の提出             | 入札参加者に対するヒアリングとは、提案書提出後に実施されると理解して宜しいでしょうか。   | No.205をご参照下さい。                         |
| 208 | 実施方針 | 10   | 2 | (2) | ク |     | 提案書の提出             | 入札参加者に対するヒアリングは、何回実施されるのでしょうか。  | No.205をご参照下さい。                         |

|     | 資料名  | 該当箇所 |   |     |   |  | タイトル             | 質問  | 回答  |
|-----|------|------|---|-----|---|--|------------------|---|---|
|     |      | 頁    | 項 |     |   |  |                  |   |   |
| 209 | 実施方針 | 10   | 2 | (2) | ク |  | 提案書の提出           | 提案書には入札価格の提出も含まれるとの解釈で宜しいでしょうか？   | 入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。  |
| 210 | 実施方針 | 10   | 2 | (2) | ケ |  | 落札者の決定           | 当事業の入札方式では予定価格は公表されるのでしょうか。   | No.196をご参照下さい   |
| 211 | 実施方針 | 10   | 2 | (2) | ケ |  | 落札者の決定           | 予定価格は、事前公表されますか。  | No.196をご参照下さい   |
| 212 | 実施方針 | 10   | 2 | (2) | コ |  | 基本協定締結           | 「基本協定を締結する」とありますが、12月上旬に予定されている入札説明書の公表時に、基本協定書（案）が開示されるものと考えてよろしいでしょうか。                      | ご理解の通りです。   |
| 213 | 実施方針 | 10   | 2 | (2) | コ |  | 基本協定締結           | 落札者と基本協定を締結するとの事ですが、仮に、出資をする構成員、出資をしない協力企業、その他企業（汚泥の有効利用）と分類しますとどの範囲までを求めるかお示してください。          | 基本協定は入札参加者と締結します。なお、詳細は入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。                   |
| 214 | 実施方針 | 10   | 2 | (2) | コ |  | 基本協定締結<br>事業契約締結 | 市の議会承認等により、基本協定及び事業契約の締結が予定時期より遅れた場合は、契約期間は延期されるのでしょうか。                                       | 基本協定、契約締結にあたっての議会承認は不要です。   |
| 215 | 実施方針 | 11   | 2 | (3) |   |  | 本事業への参加資格条件      | 資格確認申請書の提出から落札決定までに、SPCの構成員が岡崎市から指名停止となった場合、その入札参加者は失格となりますか。また、SPCの協力企業が指名停止になった場合も失格となりますか？ | 前段、後段ともに、原則は失格となりますが、本市がやむを得ないと判断した場合に限り、入札参加者の構成員の変更を認める場合があります。 |
| 216 | 実施方針 | 11   | 2 | (3) | ア |  | 入札参加者の構成等        | SPCに出資をしない協力会社は、1入札参加者だけでなく、他の入札参加者の協力会社にもなることができるとの理解でよろしいでしょうか。                             | P11に記載の通り、SPCの協力企業は入札参加者の構成員であり、入札参加者の構成員の重複は認めていません。             |
| 217 | 実施方針 | 11   | 2 | (3) | ア |  | 入札参加者の構成等        | この説明を読むと、代表企業は“入札参加者の構成員”のどの企業がなっても良いと理解しましたが、それでよろしいですか？                                     | ご理解の通りです。   |

|     | 資料名  | 該当箇所 |   |     |   |  | タイトル       | 質問  | 回答  |
|-----|------|------|---|-----|---|--|------------|---|---|
|     |      | 頁    | 項 |     |   |  |            |   |   |
| 218 | 実施方針 | 11   | 2 | (3) | ア |  | 入札参加者の構成員等 | 入札参加者の構成員はSPCの構成員 + SPCの協力企業と考えるのでしょうか?それとも「提案書提出時に、SPCの構成員、SPCの協力企業の別を記載する」とあることから、協力企業は構成員ではないと考えるのでしょうか?                         | 前段についてはご理解の通りです。後段についてはNo.216をご参照下さい。               |
| 219 | 実施方針 | 11   | 2 | (3) | ア |  | 入札参加者の構成員等 | 本事業の設計業務、建設業務、工事監理業務、及び維持管理業務以外で、何らかの業務をSPCから受託する企業は、入札参加者の構成員となれると理解してよろしいでしょうか?可能な場合、当該構成員は、イに記載された共通の資格要件を満たすのがよいと理解してよろしいでしょうか? | 前段についてはご理解の通りです。後段については入札参加者の構成員はイの資格要件を満たす必要があります。 |
| 220 | 実施方針 | 11   | 2 | (3) | ア |  | 入札参加者の構成員等 | 「SPC から業務を受託しまたは請け負うことを予定しているものでSPC には出資しない者であるSPC の協力企業」とありますが、協力企業は元請となっても、構成員の下請負を行ってもよろしいでしょうか?                                 | 協力企業はSPCから請け負うことも、SPCの構成員から請け負うことも可能です。             |
| 221 | 実施方針 | 11   | 2 | (3) | ア |  | 入札参加者の構成員等 | 「1入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員となることはできない」とあるが、他の入札参加者の構成員の協力会社(下請け)として参加することも認められない、と考えてよろしいでしょうか?  | ご理解の通りです。   |
| 222 | 実施方針 | 11   | 2 | (3) | ア |  | 入札参加者の構成員等 | 入札参加者の構成員のうちSPCに出資しない者は元請でもあり、同時に協力企業(下請け)としてSPCから業務を請負う事が出来ると解釈して宜しいでしょうか?   | No.220をご参照下さい。                                      |
| 223 | 実施方針 | 11   | 2 | (3) | ア |  | 入札参加者の構成員等 | SPCに出資する者(SPC構成員)と出資しない者(SPC協力企業)の条件等がありますか。  | 入札参加者の構成員はイの資格要件を満たす必要があります。                        |

|     | 資料名  | 該当箇所 |   |     |   |  | タイトル        | 質問  | 回答  |
|-----|------|------|---|-----|---|--|-------------|---|---|
|     |      | 頁    | 項 |     |   |  |             |   |   |
| 224 | 実施方針 | 11   | 2 | (3) | ア |  | 入札参加者の構成等   | 参加資格要件は、入札参加者の構成員でなく、協力企業に所属する者で充足することが可能でしょうか。   | SPCの協力企業は入札参加者の構成員です。                                 |
| 225 | 実施方針 | 11   | 2 | (3) | ア |  | 入札参加者の構成等   | 参加表明書及び資格確認申請書提出時に参加資格要件に関連するグループ構成員及び協力企業の明記が必要でしょうか   | 必要です。   |
| 226 | 実施方針 | 11   | 2 | (3) | ア |  | 入札参加者の構成等   | 協力企業についても複数の入札参加者の構成員にはなれないと解釈してよいでしょうか。  | P11に記載の通り、SPCの協力企業は入札参加者の構成員であり、入札参加者の構成員の重複は認めていません。 |
| 227 | 実施方針 | 11   | 2 | (3) | ア |  | 入札参加者の構成等   | 落札後に落札グループに参加者した構成員の変更や追加は認められますか。認められるのであれば、落札できなかったグループに参加した構成員でも構いませんか。                      | 原則、認められません。   |
| 228 | 実施方針 | 11   | 2 | (3) | ア |  | 入札参加者の構成等   | SPCの協力企業を含むグループが落札後、SPCと当該協力企業との協議がまとまらず当該協力企業に業務を委託または請負契約を結べなくなる事態が生じた場合、ペナルティーはございますでしょうか。   | 入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。                              |
| 229 | 実施方針 | 11   | 2 | (3) | ア |  | 入札参加資格者の構成等 | 入札参加者の構成員の変更について、本市がやむを得ないと判断した場合に限り変更を認める場合があると明記されていますが、どのような場合が該当しますでしょうか。変更できない期間含めご教示願います。 | 内容により判断します。   |

|     | 資料名  | 該当箇所 |   |     |   |  | タイトル      | 質問  | 回答   |
|-----|------|------|---|-----|---|--|-----------|---|--|
|     |      | 頁    | 項 |     |   |  |           |   |  |
| 230 | 実施方針 | 11   | 2 | (3) | ア |  | 入札参加者の構成等 | 「入札参加者の構成員は、落札した入札参加者が設立する特別目的会社（SPC）から業務を受託または請け負うことを予定している者でSPCに出資する者であるSPCの構成員とSPCから業務を受託または請け負うことを予定しているものでSPCには出資しない者であるSPCの協力企業からなる。そのため、入札参加者の構成員については、提案書提出時に、SPCの構成員、SPCの協力企業の別を記載すること。」とありますが、協力企業の記載については、主たる業務の受託予定の企業を記載することによってよろしいでしょうか。また、構成員または協力企業として記載しない企業については、本事業に参加できないと理解でよろしいでしょうか。さらに、協力企業の変更については認めていただけるとの理解でよろしいでしょうか。 | 前段についてはご理解の通りです。後段についてはSPCの構成員、SPCの協力企業から業務を受託することで本事業に参加することは可能です。なお、協力企業の変更は原則認めません。 |
| 231 | 実施方針 | 11   | 2 | (3) | ア |  | 入札参加者の構成等 | SPCに出資しない協力企業についても、他の入札参加者の構成員になることはできない、と読めるのですが相違ございませんか。   | ご理解の通りです。  |
| 232 | 実施方針 | 11   | 2 | (3) | ア |  | 入札参加者の構成等 | 設計、建設、工事監理、維持管理のいずれの業務も実施しない者は、入札参加者の構成員になることはできないとの理解でよろしいでしょうか。   | 設計、建設、工事監理、維持管理のいずれの業務も実施しない者が入札参加者の構成員になることも可能です。                                     |
| 233 | 実施方針 | 11   | 2 | (3) | ア |  | 入札参加者の構成等 | 設計、建設、工事監理、維持管理の各業務を実施する者で、SPCから直接業務を受託や請負をしないで、再委託または下請負を受ける者は、入札参加者の構成員になることはできないとの理解でよろしいでしょうか。  | No.232をご参照下さい。   |

|     | 資料名  | 該当箇所 |   |     |   |  | タイトル              | 質問  | 回答                           |
|-----|------|------|---|-----|---|--|-------------------|---|------------------------------|
|     |      | 頁    | 項 |     |   |  |                   |   |                              |
| 234 | 実施方針 | 11   | 2 | (3) | ア |  | 入札参加者の構成等         | 設計、建設、工事監理、維持管理の各業務を実施する者で、SPCから直接業務を受託しまたは請け負う者は、複数での実施や業務範囲の大小に関わらず、必ず入札参加者の構成員でなければならないとの理解でよろしいでしょうか。 | No.232をご参照下さい。               |
| 235 | 実施方針 | 11   | 2 | (3) | ア |  | 入札参加者の構成等         | 「本市がやむを得ないと判断した場合に限り、入札参加者の構成員の変更を認める場合がある」とありますが、どのような場合を想定されているのか、具体的にお示しいただけないでしょうか。                   | 内容により判断します。                  |
| 236 | 実施方針 | 11   | 2 | (3) | ア |  | 入札参加者の構成等         | 「代表企業の変更は認めない」とありますが、例外なく認めないという意味で、一般構成員の場合のやむを得ない判断についても、代表企業に対しては一切考慮しないとの理解でよろしいでしょうか。                | 代表構成員の変更は認めません。              |
| 237 | 実施方針 | 11   | 2 | (3) | ア |  | 入札参加者の構成等         | 「提案書提出時に、SPCの構成員、SPCの協力企業の別を記載すること」とありますが、参加表明書提出時には、その別を明らかにする必要はないとの理解でよろしいでしょうか。                       | ご理解の通りです。                    |
| 238 | 実施方針 | 11   | 2 | (3) | イ |  | 入札参加者の構成員の共通の資格要件 | みずほ総合研究所株式会社 日本水工設計株式会社 と岡崎市水道局が当該業務に関して締結されている契約書の内容を、参加表明書提出期限までに、開示いただけのでしょうか？                         | 本事業の契約前の段階では開示することは予定していません。 |
| 239 | 実施方針 | 11   | 2 | (3) | イ |  | 入札参加者の構成員の共通の資格要件 | 「指名競争入札参加者の登録」とありますが、受託又は請負う業務について登録してあればよいと理解してよろしいでしょうか？  | ご理解の通りです。                    |

|     | 資料名  | 該当箇所 |   |     |   |  | タイトル              | 質問  | 回答                       |
|-----|------|------|---|-----|---|--|-------------------|---|--------------------------|
|     |      | 頁    | 項 |     |   |  |                   |   |                          |
| 240 | 実施方針 | 11   | 2 | (3) | イ |  | 入札参加者の構成員の共通の資格要件 | 「・・・または、指名競争入札参加資格要件を有していること」とありますので、現時点で登録していない場合、参加表明時点で新たに登録をしなくても、実施的に資格要件を満たせば、入札参加者の構成員になれると理解してよろしいでしょうか?その場合、参加表明時には、指名競争入札参加者登録に必要な書類をご提出すればよろしいでしょうか? | 入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。 |
| 241 | 実施方針 | 11   | 2 | (3) | イ |  | 入札参加者の構成員の共通の資格要件 | 「入札支援業務に関わっている者」と同様に生物処理の実験を実施したメーカーがSPCに参画するのは公平性を欠くのではないかと思われますがいかがでしょうか?   | 審査は公平性・透明性を確保して実施します。    |
| 242 | 実施方針 | 11   | 2 | (3) | イ |  | 入札参加者の構成員の共通の資格要件 | 「入札支援業務に関わっている者」の例示がありますが、それ以外に認可申請業務を行っている者もその過程でかなりの内部情報をえていると思われます。そこが入札参加者の構成員となることは他に比較して不公平にならないでしょうか?  | 審査は公平性・透明性を確保して実施します。    |
| 243 | 実施方針 | 11   | 2 | (3) | イ |  | 入札参加者の構成員の共通の資格要件 | 男川浄水場も含めた岡崎市の水道事業認可業務を受注しているコンサルタント(東京設計事務所)は構成員となることが可能ですか?  | 入札参加者の構成員の資格要件はイの資格要件です。 |
| 244 | 実施方針 | 11   | 2 | (3) | イ |  | 入札参加者の構成員の共通の資格要件 | 岡崎市入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止措置は、入札参加者の構成員の欠格要件と判断されるのでしょうか。  | ご理解の通りです。                |
| 245 | 実施方針 | 11   | 2 | (3) | イ |  | 入札参加者の構成員の共通の資格要件 | 「入札参加者の構成員は以下の資格を有する者でなければいけない」とあります。この構成員は、協力企業も含まれるのでしょうか?  | ご理解の通りです。                |

|     | 資料名  | 該当箇所 |   |     |   |     | タイトル                     | 質問  | 回答                          |
|-----|------|------|---|-----|---|-----|--------------------------|---|-----------------------------|
|     |      | 頁    | 項 |     |   |     |                          |   |                             |
| 246 | 実施方針 | 12   | 2 | (3) | ア |     | 入札参加者の構成員の各業務を実施する者の資格要件 | 入札参加者には、特定建設企業体（JV）での参加は認められますか。認められる場合は、JVの内、1社が資格要件を満足していれば問題はありませんか。   | 前段については認められません。             |
| 247 | 実施方針 | 12   | 2 | (3) | ウ |     | 入札参加者の構成員の各業務を実施する者の資格要件 | 各業務の施工実績として「公称能力10,000m <sup>3</sup> /日以上」とありますが、全体能力が現有能力のどちらでしょうか？  | 全体能力とご理解下さい。                |
| 248 | 実施方針 | 12   | 2 | (3) | ウ |     | 入札参加者の構成員の各業務を実施する者の資格   | 「入札参加者の構成員は、設計、建設、工事監理、維持管理の各業務を実施する者は、それぞれ以下の資格を有している者でなければならない。」となっております。一方、2(3)ア 入札参加者の構成等にて、入札参加者は、SPC構成員と協力企業からなると読み取ることができます。したがって、SPC構成員は資格を保有しておらず、協力企業のみが資格を保有している場合も認められることになるのでしょうか。 | ご理解の通りです。                   |
| 249 | 実施方針 | 12   | 2 | (3) | ウ |     | 各業務を実施する者の資格要件           | 資格要件は、SPCの協力企業で満たしてもよろしいですか？  | No.248をご参照下さい。              |
| 250 | 実施方針 | 12   | 2 | (3) | ウ | (ア) | 設計業務を実施する者               | 基本設計もしくは実施設計の実績の範囲に沈殿池及び急速ろ過池が含まれていることとありますが、沈殿池と急速ろ過池が別々の設計実績でも構わないでしょうか。  | 沈殿池と急速ろ過池が別々の実績でも実績として認めます。 |
| 251 | 実施方針 | 12   | 2 | (3) | ウ | (イ) | 建設業務を実施する者               | 上水道の浄水場の建設実績の範囲に沈殿池及び急速ろ過池が含まれていることとありますが、沈殿池と急速ろ過池が別々の建設実績でも構わないでしょうか。   | No.250の通りです。                |

|     | 資料名  | 該当箇所 |   |     |   |     | タイトル       | 質問  | 回答                         |
|-----|------|------|---|-----|---|-----|------------|---|----------------------------|
|     |      | 頁    | 項 |     |   |     |            |   |                            |
| 252 | 実施方針 | 12   | 2 | (3) | ウ | (イ) | 建設業務を実施する者 | 「浄水施設の・・・・・・（元請としての実績で、建設実績の範囲には沈殿池及び急速ろ過池が含まれていること）・・・・」との記載については、急速ろ過システムとしての実績が問われていると理解し、機械設備工事において、沈殿池と急速ろ過池が、ともに同一工事に含まれている実績と理解して宜しいでしょうか。 | No.250の通りです。               |
| 253 | 実施方針 | 12   | 2 | (3) | ウ | (イ) | 建設業を実施する者  | （ただし、元請けとしての実績で、建設実績での範囲には沈殿池及び急速ろ過池が含まれていること。）とあります。当要件は1工事で両構造物を建設した実績を問う内容（機械・設備は含まない）と考えてよろしいでしょうか。   | No.250の通りです。               |
| 254 | 実施方針 | 12   | 2 | (3) | ウ | (ア) | 設計業務を実施する者 | 一級建築士事務所の登録を行っていることとなっておりますが、設計を担う者が複数の場合、その全ての者が登録している必要があると理解してよろしいでしょうか。   | ご理解の通りです。                  |
| 255 | 実施方針 | 12   | 2 | (3) | ウ | (ア) | 設計業務を実施する者 | 管理棟、脱水機棟等の建築設計業務を行う者は、ここで明記されている浄水処理施設又は排水処理施設の実施設計の実績が必要でしょうか。   | 設計業務を実施する者の実績は（ア）に記載の通りです。 |
| 256 | 実施方針 | 12   | 2 | (3) | ウ | (ア) | 設計業務を実施する者 | 下水処理場の「排水処理施設」とありますが、これは「汚泥処理施設」のことを指すと考えてよろしいですか。  | ご理解の通りです。                  |
| 257 | 実施方針 | 12   | 2 | (3) | ウ | (ア) | 設計業務を実施する者 | 設計業務を実施する者が複数である場合、そのうちの1者ではなく、すべての者に一級建築士事務所の登録が必要との理解でよろしいでしょうか。  | ご理解の通りです。                  |

|     | 資料名  | 該当箇所 |   |     |   |     | タイトル       | 質問  | 回答   |
|-----|------|------|---|-----|---|-----|------------|---|--|
|     |      | 頁    | 項 |     |   |     |            |   |  |
| 258 | 実施方針 | 12   | 2 | (3) | ウ | (7) | 設計業務を実施する者 | 浄水処理施設、排水処理施設の設計業務を別々の者が実施する場合、各々の担当業務について各々の実績要件が必要で、相互に実績要件を補うことはできないとの理解でよろしいでしょうか。  | ご理解の通りです。                                      |
| 259 | 実施方針 | 12   | 2 | (3) | ウ | (イ) | 建設業務を実施する者 | 「平成8年度以降の公称能力10,000m <sup>3</sup> /日以上の規模を有する上水道の浄水場若しくは下水処理場の排水処理施設の建設実績～」とありますが、本施設は機械・電気設備が主体であるため、機械・電気設備工事の実績が必要と考えてよろしいでしょうか。 | 実績要件としては求めていません。                               |
| 260 | 実施方針 | 12   | 2 | (3) | ウ | (4) | 建設業務を実施する者 | 浄水処理施設の建設業務は機械設備会社に適用し、電気設備工事会社は非該当という解釈でよろしいでしょうか。   | ご理解の通りです。                                      |
| 261 | 実施方針 | 12   | 2 | (3) | ウ | (4) | 建設業務を実施する者 | 排水処理施設の建設業務は機械設備会社に適用し、電気設備工事会社は非該当という解釈でよろしいでしょうか。   | ご理解の通りです。                                      |
| 262 | 実施方針 | 12   | 2 | (3) | ウ | (4) | 建設業務を実施する者 | 「浄水処理施設の建設業務を実施する者は、平成8年度以降の公称能力・・・の建設実績があること。」とありますが、平成8年度以降に竣工した建設実績と考えてよろしいでしょうか？<br>また、当該実績は1件以上あればよいとの考えでよろしいでしょうか？            | 前段については平成8年度に契約した実績も含まれます。<br>後段についてはご理解の通りです。 |
| 263 | 実施方針 | 12   | 2 | (3) | ウ | (イ) | 建設業務を実施する者 | 「浄水場の建設実績」とは、参加資格確認申請書を提出した時点において完工（引渡し）していること、と理解してよろしいでしょうか。  | No.262をご参照下さい。                                 |

|     | 資料名  | 該当箇所 |   |     |   |     | タイトル       | 質問  | 回答  |
|-----|------|------|---|-----|---|-----|------------|---|---|
|     |      | 頁    | 項 |     |   |     |            |   |   |
| 264 | 実施方針 | 12   | 2 | (3) | ウ | (1) | 建設業務を実施する者 | 建設実績とは、土木一式工事、建築一式工事、機械器具設置工事、電気工事、水道施設工事のいずれかの工種における建設実績との理解でよろしいでしょうか。  | 浄水処理施設の建設実績とは、土木一式工事、水道施設工事のいずれかの工種における建設実績です。排水処理施設の建設実績とは、土木一式工事、機械器具設置工事、水道施設工事のいずれかの工種における建設実績です。 |
| 265 | 実施方針 | 12   | 2 | (3) | ウ | (イ) | 建設業務を実施する者 | 排水処理施設の建設実績、ここで言う建設実績とは、土建工事、機械工事、電気工事それぞれについての元請実績が必要となりますか？   | No.264をご参照下さい。  |
| 266 | 実施方針 | 12   | 2 | (3) | ウ | (イ) | 建設業務を実施する者 | 浄水処理施設および排水処理施設の建設実績とは、機械設備の建設実績と考えてよろしいですか。  | No.264をご参照下さい。  |
| 267 | 実施方針 | 12   | 2 | (3) | ウ | (イ) | 建設業務を実施する者 | 「平成8年度以降の公称能力10,000m <sup>3</sup> /日以上規模を有する上水道の浄水場若しくは下水処理場の排水処理施設の建設実績」とありますが、当該施設は機械・電気設備が主体であるため、機械・電気設備工事実績が必要であると理解してよろしいでしょうか。 | No.264をご参照下さい。  |
| 268 | 実施方針 | 12   | 2 | (3) | ウ | (イ) | 建設業務を実施する者 | 排水処理施設の建設実績とは、例えば天日乾燥や、下水汚泥消化設備が含まれますか？   | 排水処理施設の建設実績とは、土木一式工事、機械器具設置工事、水道施設工事のいずれかの工種における建設実績です。ただし、排水処理施設の実績には濃縮設備及び脱水設備が含まれていることが条件です。       |
| 269 | 実施方針 | 12   | 2 | (3) | ウ | (1) | 建設業務を実施する者 | 念のための確認ですが、浄水処理施設の建設業務を実施する者は、10,000立方m/日以上規模を有する急速ろ過方式の上水道の浄水場の建設実績が必要とありますが、ただし書きにもある通り、建設業務を担う者のうち1者が満たせば足りるという理解で宜しいでしょうか。        | ご理解の通りです。   |

|     | 資料名  | 該当箇所 |   |     |   |     | タイトル       | 質問  | 回答                                   |
|-----|------|------|---|-----|---|-----|------------|---|--------------------------------------|
|     |      | 頁    | 項 |     |   |     |            |   |                                      |
| 270 | 実施方針 | 12   | 2 | (3) | ウ | (イ) | 建設業務を実施する者 | 下水処理場の「排水処理施設」とありますが、これは「汚泥処理施設」のことを指すと考えてよろしいですか。  | ご理解の通りです。                            |
| 271 | 実施方針 | 12   | 2 | (3) | ウ | (イ) | 建設業務を実施する者 | 「浄水施設の・・・・・・（元請としての実績で、建設実績の範囲には沈殿池及び急速ろ過池が含まれていること）・・・・」の記載内容は、沈殿池及びろ過池が同一案件において機械設備工事の実績と理解してよろしいでしょうか。 | 前段についてはNo.250を、後段についてはNo.264をご参照下さい。 |
| 272 | 実施方針 | 12   | 2 | (3) | ウ | (イ) | 建設業務を実施する者 | 本事業における「機械器具設置工事」と「水道施設工事」の区分はどのようにお考えか、具体的にお示しいただけないでしょうか。   | No.264をご参照下さい。                       |
| 273 | 実施方針 | 12   | 2 | (3) | ウ | (イ) | 建設業務を実施する者 | 浄水処理施設、排水処理施設の建設業務を別々の者が実施する場合、各々の担当業務について各々の実績要件が必要で、相互に実績要件を補うことはできないとの理解でよろしいでしょうか。                    | ご理解の通りです。                            |
| 274 | 実施方針 | 13   | 2 | (3) | イ | (イ) | 建設業務を実施する者 | 「浄水場の建設実績」とは、入札参加資格要件確認基準日において完工していれば、よろしいでしょうか。  | No.262をご参照下さい。                       |
| 275 | 実施方針 | 13   | 2 | (3) | イ | (イ) | 建設業務を実施する者 | 「建設実績には沈殿池及び急速ろ過池が含まれていること」とは、沈殿池、ろ過池が同一案件及び同一浄水場においての実績と理解してよろしいでしょうか。                                   | No.250をご参照下さい。                       |
| 276 | 実施方針 | 13   | 2 | (3) | イ | (イ) | 建設業務を実施する者 | 「～の上水道の浄水場の建設実績」とあります。これは申請書の提出時の段階で、引渡した実績があればよろしいですか。   | No.262をご参照下さい。                       |
| 277 | 実施方針 | 13   | 2 | (3) | イ | (イ) | 建設業務を実施する者 | 「浄水場の建設実績」とは、参加資格確認申請書提出時において完工（引渡し）していることと理解してよろしいでしょうか。   | No.262をご参照下さい。                       |

|     | 資料名  | 該当箇所 |   |     |   |     | タイトル       | 質問   | 回答                          |
|-----|------|------|---|-----|---|-----|------------|--|-----------------------------|
|     |      | 頁    | 項 |     |   |     |            |  |                             |
| 278 | 実施方針 | 13   | 2 | (3) | イ | (4) | 建設業務を実施する者 | 「建設実績には沈殿池及び急速ろ過池が含まれていること」とは、沈殿池、ろ過池が同一案件（浄水場）において機械設備工事の実績と理解してよろしいでしょうか。  | No.250、No.264をご参照下さい。       |
| 279 | 実施方針 | 13   | 2 | (3) | ウ | (イ) | 建設業務を実施する者 | 「上水道の浄水場もしくは下水処理場の排水処理施設の・・・」とありますが、確実な建設業務を実施するための資格要件であるため、要求水準書（案）P.23（イ）脱水処理施設で指定される無薬注長時間型脱水機における実績が必要との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解の通りですが、併せてNo.268をご参照下さい。 |
| 280 | 実施方針 | 13   | 2 | (3) | ウ | (イ) | 建設業務を実施する者 | 本項に記載されている建設実績とは、参加資格確認申請書提出時において完工（引渡し）していることと考えてよろしいでしょうか。   | No.262をご参照下さい。              |
| 281 | 実施方針 | 13   | 2 | (3) | ウ | (4) | 建設業務を実施する者 | 「排水処理施設の建設業務を実施する者は、平成8年度以降の公称能力・・・の建設実績があること。」とありますが、平成8年度以降に竣工した建設実績と考えてよろしいでしょうか？<br>また、当該実績は1件以上あればよいとの考えでよろしいでしょうか？   | No.262をご参照下さい。              |
| 282 | 実施方針 | 13   | 2 | (3) | ウ | (4) | 建設業務を実施する者 | 「浄水場の建設実績」とは、参加資格確認申請書提出時において完工（引渡し）していることと理解してよろしいでしょうか。  | No.262をご参照下さい。              |
| 283 | 実施方針 | 13   | 2 | (3) | ウ | (4) | 建設業務を実施する者 | 「建設実績には沈殿池及び急速ろ過池が含まれていること」とは、急速ろ過システムとしての実績が問われているものと理解し、機械設備工事において、沈殿池、ろ過池が同一案件（浄水場）の実績と理解してよろしいでしょうか。                   | No.250をご参照下さい。              |

|     | 資料名  | 該当箇所 |   |     |   |     | タイトル          | 質問   | 回答                             |
|-----|------|------|---|-----|---|-----|---------------|--|--------------------------------|
|     |      | 頁    | 項 |     |   |     |               |  |                                |
| 284 | 実施方針 | 13   | 2 | (3) | ウ | (イ) | 建設業務を実施する者    | 排水処理施設の建設業務を実施する者の実績として下水処理場の排水処理施設の実績とありますが、具体的にどのような設備でしょうか？   | No.268をご参照下さい。                 |
| 285 | 実施方針 | 13   | 2 | (3) | ウ | (エ) | 維持管理業務を実施する者  | 「保守点検実績」とありますが、要求水準書(案)P.3における「保守点検業務」だけではなく、「維持管理業務」全体の実績と考えてよろしいでしょうか。   | 資格要件としては、保守点検実績のみで可です。         |
| 286 | 実施方針 | 13   | 2 | (3) | ウ | (エ) | 維持管理業務を実施する者  | 排水処理施設に関して「保守点検実績」とありますが、「運転管理業務」および「修繕業務」を含むものと考えてよろしいのですか。   | No.285をご参照下さい。                 |
| 287 | 実施方針 | 13   | 2 | (3) | ウ | (イ) | 維持管理業務を実施する者  | 「急速ろ過方式の上水道の浄水場の保守点検実績」とありますが、保守点検実績とは、浄水場全体の日常保守点検業務以外に、計装設備等一部設備のみの保守点検業務や、月1回程度の定期保守点検業務の実績も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。 | No.285をご参照下さい。                 |
| 288 | 実施方針 | 13   | 2 | (3) | ウ | (イ) | 維持管理業務を実施する者  | 場外施設等の維持管理業務を実施する者について、個別の資格要件の記載がありませんが、共通の資格要件のみを満たせばよいとの理解でよろしいでしょうか。   | ご理解の通りです。                      |
| 289 | 実施方針 | 13   | 2 | (3) | エ |     | 入札参加資格要件確認基準日 | 「落札者決定までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合には失格とする」とありますが、欠格構成員の変更を貴市が認めた場合、構成員の変更により失格を免れることができるとの理解でよろしいでしょうか。                    | ご理解の通りです。                      |
| 290 | 実施方針 | 14   | 2 | (4) | ア |     | 基本的な考え方       | 「男川浄水場更新事業提案審査委員会」の構成メンバーは、平成24年度においても変更はありませんか。   | 変更は予定しておりません。市の職員の変更の可能性はあります。 |

|     | 資料名  | 該当箇所 |   |     |   |     | タイトル     | 質問  | 回答  |
|-----|------|------|---|-----|---|-----|----------|---|---|
|     |      | 頁    | 項 |     |   |     |          |   |   |
| 291 | 実施方針 | 14   | 2 | (4) | イ | (1) | 事業提案審査   | 安全、安心を重要視する水道施設更新事業であるため、一定水準の品質を確保するために、最低制限価格は設定されますでしょうか。  | No.201をご参照下さい。  |
| 292 | 実施方針 | 14   | 2 | (4) | ウ |     | 落札者の決定   | 入札参加者が1グループだった場合でも本入札は成立すると考えてよろしいでしょうか？  | ご理解の通りです。   |
| 293 | 実施方針 | 14   | 2 | (4) | ウ |     | 落札者の選定   | 落札者の選定に当たっては議会承認が必要となるのでしょうか。   | 議会承認は不要です。  |
| 294 | 実施方針 | 14   | 2 | (4) | ウ |     | 落札者の選定   | 最優秀提案者と何らかの理由により契約に至らない場合、次点者との協議となるのでしょうか。   | 次点者の選定は予定しておりません。   |
| 295 | 実施方針 | 14   | 2 | (4) | オ | (7) | 著作権      | 提案書の著作権は入札参加者に帰属することを踏まえると、貴市が提案書の全部又は一部を使用する場合は、入札参加者に対して事前に連絡をした上で使用すると理解でよろしいでしょうか。                | 使用する際は事前に連絡します。ただし、本市に提出した図書すべて情報公開の対象となり、開示請求があった場合は開示します。 |
| 296 | 実施方針 | 15   | 2 | (4) | オ | (7) | 著作権等     | 「提案書に関して無償で使用できる」とありますが、使用時には事前に連絡いただけるものと理解して宜しいでしょうか。   | No.295をご参照下さい。  |
| 297 | 実施方針 | 15   | 2 | (4) | カ |     | 地元企業への配慮 | 貴市内に本社を有する企業の活用が、評価点に考慮されるとの理解でよろしいでしょうか。   | 入札公告時に公表します落札者決定基準により審査されます。                                |
| 298 | 実施方針 | 15   | 2 | (4) | カ |     | 地元企業への配慮 | 地域経済活性化の観点から、本市内に本社を有する企業の活用を努めることとありますが、SPCの構成員に必須として求められるものなのでしょうか。また、本社とありますが、営業所・事業所等は含まれるのでしょうか。 | 前段については必須ではありません。後段については営業所、事業所等は本社ではありません。                 |

|     | 資料名  | 該当箇所 |   |     |   |  | タイトル     | 質問   | 回答   |
|-----|------|------|---|-----|---|--|----------|--|--|
|     |      | 頁    | 項 |     |   |  |          |  |  |
| 299 | 実施方針 | 15   | 2 | (4) | カ |  | 地元企業への配慮 | 「本市内の本社を有する企業の活用に努めること」とありますが、本市内に支社・支店を有する企業の場合は「地元企業への配慮」を行ったことにはならないのでしょうか。   | ご理解の通りです。  |
| 300 | 実施方針 | 15   | 2 | (4) | カ |  | 地元企業への配慮 | 岡崎市内に本社を有する企業の一覧表、業種等などの資料は提供いただけますでしょうか。  | 民間事業者が独自に確認して下さい。                                      |
| 301 | 実施方針 | 15   | 2 | (4) | カ |  | 地元企業への配慮 | 「地域経済活性化の観点から、入札参加者の構成員の組成、・・・本市内に本社を有する企業の活用に努めること」とありますが、本市に本社を有する企業を構成員に参加させる方が、地域貢献度で技術評価点上がるのでしょうか。                                   | 入札公告時に公表します落札者決定基準により審査されます。                           |
| 302 | 実施方針 | 15   | 2 | (4) | カ |  | 地元企業への配慮 | 地元企業への配慮は、構成員組成の絶対条件となりますか？また活用の違い（構成員、下請け）に対して評価点が変わりますか？   | 前段については、必須ではありません。後段については、入札公告時に公表します落札者決定基準により審査されます。 |
| 303 | 実施方針 | 15   | 2 | (4) | カ |  | 地元企業への配慮 | 貴市内に本社の有する企業が入札参加者の構成員である場合、加点審査において評価点が付与されるのでしょうか。   | No.297をご参照下さい。   |
| 304 | 実施方針 | 16   | 2 | (4) |   |  | 提案審査の流れ  | 予定価格の公表はありますか。   | No.196をご参照下さい  |
| 305 | 実施方針 | 16   | 2 | (4) |   |  | 提案審査の流れ  | 基本設計をもとに予定価格の設定をされているものと考えますが、基本設計内容を開示いただけないのでしょうか。   | No.32をご参照下さい。  |
| 306 | 実施方針 | 16   | 2 | (4) |   |  | 提案審査の流れ  | 事業提案審査の基礎審査で、業務要求水準を満たしていない場合は失格となりますが、ここでいう「業務要求水準」とは、要求水準書に記載されている全ての事項を指すのでしょうか。つまり、事業提案書では、全ての事項（例えばp15や16の各項目）について提案を記載することになるのでしょうか。 | ご理解の通りです。  |

|     | 資料名  | 該当箇所 |   |     |  |  | タイトル            | 質問   | 回答  |
|-----|------|------|---|-----|--|--|-----------------|--|---|
|     |      | 頁    | 項 |     |  |  |                 |  |   |
| 307 | 実施方針 | 16   | 2 | (4) |  |  | 提案審査の流れ         | 「基礎審査及び加点審査の定量的評価結果と入札価格を総合評価」とありますが、除算方式と加算方式のどちらの方式を採用されるのでしょうか。                           | 入札公告時に公表します落札者決定基準により審査されます。                        |
| 308 | 実施方針 | 17   | 2 | (5) |  |  | 特別目的会社（SPC）の設立等 | 「応募グループの構成員のSPCに対する出資比率は全体の50%を超えるものとする」と記載されていますが、応募グループの構成員とは【代表企業以外の構成員】と理解しますがよろしいでしょうか。 | 応募グループの構成員とは入札参加者の構成員です。代表企業も含まれます。                 |
| 309 | 実施方針 | 17   | 2 | (5) |  |  | 特別目的会社（SPC）の設立等 | SPCへの出資はグループ構成員以外も認めているという理解でよろしいでしょうか？<br>またその場合、グループ構成員以外の出資に際しての制約条件がございましたらご教授下さい。       | 前段についてはご理解の通りです。<br>後段については特に制約条件はありません。            |
| 310 | 実施方針 | 17   | 2 | (5) |  |  | 特別目的会社（SPC）の設立等 | 貴市内に設立するSPCについて、男川浄水場内に登記することは可能でしょうか。   | 入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。                            |
| 311 | 実施方針 | 17   | 2 | (5) |  |  | 特別目的会社（SPC）の設立等 | SPCの所在地を浄水場内とすることは可能でしょうか。   | No.310をご参照下さい。                                      |
| 312 | 実施方針 | 17   | 2 | (5) |  |  | 特別目的会社（SPC）の設立等 | 応募グループの構成員とは、SPCから直接業務を受託しまたは請け負う者で、かつ、SPCに出資する者との理解でよろしいでしょうか。                              | No.308をご参照下さい。                                      |
| 313 | 実施方針 | 17   | 2 | (5) |  |  | 特別目的会社（SPC）の設立等 | SPCに出資するものであるSPC構成員は、出資比率が50%を超えていれば1社でも可能なのでしょうか？   | ご理解の通りです。   |
| 314 | 実施方針 | 17   | 2 | (5) |  |  | 特別目的会社（SPC）の設立等 | 市の立場からみて、SPCは事業契約の契約当事者で事業終了までの20年間存続する法人であることが必要条件であり、資本金等の条件は民間の提案に委ねられる、との理解でよろしいですか？     | 前段についてはご理解の通りです。<br>後段については入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。 |

|     | 資料名  | 該当箇所 |   |     |  |  | タイトル                | 質問   | 回答  |
|-----|------|------|---|-----|--|--|---------------------|--|---|
|     |      | 頁    | 項 |     |  |  |                     |  |   |
| 315 | 実施方針 | 17   | 2 | (5) |  |  | 特別目的会社<br>(SPC)の設立等 | この説明を読むと、“入札者の構成員”のうち、代表企業はSPCへの出資の義務があり、残りの“入札者の構成員”には出資の義務はないと理解しましたが、それによるのでしょうか？                   | 入札者の構成員のうちSPCの構成員はSPCへの出資の義務があります。SPCへの出資は代表企業のみでも可能です。 |
| 316 | 実施方針 | 17   | 2 | (5) |  |  | 特別目的会社<br>(SPC)の設立等 | 「...必要となる事項等について基本的な協定を締結し...」との記載がありますが、基本的な協定の案は市からいつ頃提示されるのでしょうか？                                   | 入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。                                |
| 317 | 実施方針 | 17   | 2 | (5) |  |  | 特別目的会社<br>(SPC)の設立等 | 「応募グループの構成員のSPCに対する出資比率は全体の50%を超えるものとする。」と記載されてますが、構成員以外の出資も可能でしょうか                                    | 構成員以外の出資も可能です。  |
| 318 | 実施方針 | 17   | 2 | (5) |  |  | 特別目的会社<br>(SPC)の設立等 | SPCの出資金額の下限值はどの程度とお考えでしょうか。具体的な金額があれば、ご教授願います。   | 入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。                                |
| 319 | 実施方針 | 17   | 2 | (5) |  |  | 特別目的会社<br>(SPC)の設立等 | 「応募グループの構成員のSPCに対する出資比率は全体の50%を超えるものとする」とありますが、落札者”以外の者”が出資する場合には、応募時点でその旨を明らかにする必要があるという理解でよろしいですか。   | ご理解の通りです。   |
| 320 | 実施方針 | 17   | 2 | (5) |  |  | 特別目的会社<br>(SPC)の設立等 | 応募グループの構成員のSPCに対する出資比率は全体の50%を超えるものとすると思いますが、構成員のみで100%でも宜しいでしょうか？                                     | ご理解の通りです。   |
| 321 | 実施方針 | 17   | 2 | (5) |  |  | 特別目的会社<br>(SPC)の設立等 | 「応募グループの構成員のSPC... (中略)...ものとする。また、応募グループの代表企業... (中略)...なることとする。」とありますが、「応募グループ」とは、入札参加者との理解でよろしいですか。 | ご理解の通りです。   |

|     | 資料名  | 該当箇所 |   |     |   |  | タイトル               | 質問  | 回答                                |
|-----|------|------|---|-----|---|--|--------------------|---|-----------------------------------|
|     |      | 頁    | 項 |     |   |  |                    |   |                                   |
| 322 | 実施方針 | 17   | 2 | (5) |   |  | 特別目的会社 (SPC) の設立等  | SPCには構成員以外の「出資者」を認めると理解されますが、その資格は特に要求しないのですか。  | 条件はありません。                         |
| 323 | 実施方針 | 17   | 2 | (5) |   |  | 特別目的会社 (SPC) の設立等  | 入札参加者の構成員のうち、SPCの構成員として出資しなければならない者は、代表企業のみとの理解でよろしいでしょうか。  | No.315をご参照下さい。                    |
| 324 | 実施方針 | 17   | 2 | (5) |   |  | 特別目的会社 (SPC) の設立等  | 入札参加者の構成員の出資比率が50%を超えていれば、本事業に全く関係のない者でも、最大出資比率を超えない範囲でSPCに出資ができるとの理解でよろしいでしょうか。                              | No.322をご参照下さい。                    |
| 325 | 実施方針 | 18   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担表 (共通)     | 「制度関連」の「許認可の遅延」について、事業者が取得すべき許認可の遅延に関わるものが事業者帰責となっていますが、事業者が取得すべき許認可であっても遅延の帰責事由が事業者が無い場合は除外されとの認識でよろしいでしょうか。 | 遅延の帰責事由が公共側でない場合は公共は当該リスクを負担しません。 |
| 326 | 実施方針 | 18   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担表          | 「：従たるリスクの負担者」について、その負担内容の詳細について、今後の入札説明書等にて示されるとの理解でよろしいでしょうか。  | ご理解の通りです。                         |
| 327 | 実施方針 | 18   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担表 (許認可の遅延) | 再度認可変更が必要となった場合において、スケジュールに遅れが出るリスクも考えられますが、この場合はどちらの負担となるのでしょうか。   | No.325をご参照下さい。                    |
| 328 | 実施方針 | 18   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担表          | リスク分担表において、従たるリスクとして事業者が負う項目がありますが、具体的な対応内容は、受託者および委託者で協議するという解釈でよろしいでしょうか。                                   | 入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。          |

|     | 資料名  | 該当箇所 |   |     |   |  | タイトル             | 質問   | 回答   |
|-----|------|------|---|-----|---|--|------------------|--|--|
|     |      | 頁    | 項 |     |   |  |                  |  |  |
| 329 | 実施方針 | 18   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担表        | 震災を踏まえ、今後土木構造物や建物等の耐震基準が変更された場合は、「本事業に直接関わる法制度の新設、変更等」に該当し、変更に伴う追加費用等は市が負担されると理解してよろしいでしょうか？ | 変更が必要になった場合に限り、ご理解の通りです。   |
| 330 | 実施方針 | 18   | 3 | (1) | イ |  | 帰責事由             | リスクと責任分担表に記載されている「帰責事由」について、貴市または事業者の判断は両者の協議によって行われるものと理解して宜しいでしょうか。                        | ご理解の通りです。  |
| 331 | 実施方針 | 18   | 3 | (1) | イ |  | 法制度              | 本事業に直接関わらない法令の変更は事業者負担となっておりますが、具体的にはどのような内容が想定されるのでしょうか。                                    | 本事業に直接関わらない法令(一般的法令)の変更の具体例としては、法人税率の変更があった場合等、本事業とは無関係に、全ての企業にとって費用が増大するような場合が挙げられます。 |
| 332 | 実施方針 | 18   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担表(共通)税制度 | 事業者の利益に関する税(法人事業税等)の新設・変更が事業者負担となっております。事業者ではコントロール不可能なリスクであり、市負担として頂くべきではございませんでしょうか。       | 原文のままとします。   |
| 333 | 実施方針 | 18   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担         | 住民対応：事業の実施にかかる住民反対運動は、全て事業者側のリスクとなっているが、業務契約に基づき実施する事業であるため、従たるリスクの負担者となるべきではないでしょうか。        | 原文のままとします。   |
| 334 | 実施方針 | 18   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担         | 物価変動：建設期間中の物価変動は、事業者のリスクとなっているが、昨今の国際情勢による急激な鋼材の高騰、急激な円安による資材価格の高騰が懸念されますが、このような場合は、どう考えるか。  | 入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。   |

|     | 資料名  | 該当箇所 |   |     |   |  | タイトル            | 質問  | 回答   |
|-----|------|------|---|-----|---|--|-----------------|---|--|
|     |      | 頁    | 項 |     |   |  |                 |   |  |
| 335 | 実施方針 | 18   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担表       | 「共通」「制度関連」「法制度」の行リスク内容”本事業に直接関わる法制度の新設、変更”の具体事例をご教示お願いいたします。  | 本事業に直接関わる法制度の新設、変更としては、法制度の新設や変更により、本事業の業務内容や要求水準の変更が必要となる場合が挙げられます。 |
| 336 | 実施方針 | 18   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担表       | 「建設段階」「用地」「地中障害物」で土壌汚染は市側リスク負担となっております。民間側が事前の自主検査を行わないで、土壌汚染が着工後（掘削時、杭施工時）に判明した時も市側リスク負担と考えてよろしいでしょうか？ | ご理解の通りです。ただし、要求水準書(案)P9にあるように事前の土壌汚染測定は行ってください。                      |
| 337 | 実施方針 | 18   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担表       | 共通-制度関連-許認可の遅延、事業者が取得すべき許認可と上記以外の事業者の許認可について、どのようなものを想定しているかご教示ください。                                    | 市が取得すべきものは、水道事業の変更認可であり、これ以外は全て事業者の取得すべきものです。                        |
| 338 | 実施方針 | 19   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担表       | 建設段階「性能」での要求仕様不適合は、事業者の負担となっておりますが、要求仕様適合・不適合の判定方法は、事業者の任意提案とすることと考えてよろしいでしょうか？                         | 入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。   |
| 339 | 実施方針 | 19   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担        | 「（共通）不可抗力」の場合においても事業者を従たるリスクの負担者（ ）としておられますが、その場合の負担基準（条件や負担率）などを定められておりましたらご教授下さい。                     | 入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。   |
| 340 | 実施方針 | 19   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担表（不可抗力） | 不可抗力のリスク分担者として事業者がとなっておりますが、原発事故などの影響によるリスクについて、どのようにお考えでしょうか。  | 入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。   |
| 341 | 実施方針 | 19   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担表（不可抗力） | 不可抗力のリスク分担者として事業者がとなっておりますが、具体的にどのようなリスクの内容と事業者への負担を想定されているでしょうか。                                       | 入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。   |

|     | 資料名  | 該当箇所 |   |     |   |  | タイトル                    | 質問  | 回答                         |
|-----|------|------|---|-----|---|--|-------------------------|---|----------------------------|
|     |      | 頁    | 項 |     |   |  |                         |   |                            |
| 342 | 実施方針 | 19   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任<br>分担表<br>(共通)   | 「住民対応」のうち、「調査、工事及び維持管理に関する住民反対運動、訴訟、要望等に関するもの」は事業者リスクとなっていますが、貴市の要求水準通りの業務を実施しているにも関わらず発生した場合には除外されるとの認識でよろしいでしょうか。 | 入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。   |
| 343 | 実施方針 | 19   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任<br>分担表<br>(共通)   | 「社会」の「環境問題」について、「事業者の提案内容、業務に起因する環境問題」は事業者が負担となっていますが、貴市の要求水準通りの業務を実施しているにも関わらず発生した場合には除外されるとの認識でよろしいでしょうか。         | 入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。   |
| 344 | 実施方針 | 19   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任<br>分担表<br>(共通)   | 「その他」の「安全確保」について、「見学者事故」及び「事業者の発注する業務」においては「事業者」の範囲として明示されていますが、「安全確保」についてもその理解でよろしいでしょうか。                          | ご理解の通りです。                  |
| 345 | 実施方針 | 19   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任<br>分担表<br>(建設段階) | 「測量・調査」において、「上記以外の測量・調査に関するもの」とは、要求水準書(案)の添付資料1に示された事業対象地域内に係るものと理解してよろしいでしょうか。                                     | 上記は、リスク分担表の上記です            |
| 346 | 実施方針 | 19   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任<br>分担表<br>(建設段階) | 「用地」において、「事業用地以外の建設に要する用地の追加的確保」とありますが、「事業用地」とは要求水準書(案)の添付資料1に示された「事業対象地域」と同義であると理解してよろしいでしょうか。                     | ご理解の通りです。                  |
| 347 | 実施方針 | 19   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任<br>分担表<br>(建設段階) | 「用地」において、「事業用地以外の建設」とは、具体的に何を想定されていますでしょうか。   | 建設に伴う資材置場、仮設道路等の用地とご理解下さい。 |

|     | 資料名  | 該当箇所 |   |     |   |  | タイトル                  | 質問  | 回答                                     |
|-----|------|------|---|-----|---|--|-----------------------|---|--|
|     |      | 頁    | 項 |     |   |  |                       |   |  |
| 348 | 実施方針 | 19   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担表<br>(建設段階)   | 「工事監理」の「工事監理に関するもの」について、市と事業者双方に負担がある理由をご教示下さい。   | 工事監理は民間事業者の業務です。ただし、本市民間事業者の業務を再確認します。 |
| 349 | 実施方針 | 19   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担表<br>(建設段階)   | 「施設損傷」について、「不可抗力による施設損傷」について事業者側が負担することはあまりにも過大と考えます。一方で「共通」に「不可抗力」についての記載が明記されておりますが、上記の「不可抗力による」は誤記という理解でよろしいでしょうか。 | 入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。               |
| 350 | 実施方針 | 19   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担表<br>(建設段階)   | 「物価変動」について、本事業の建設期間は5カ年に及ぶことから大幅な物価変動が生じる可能性が十分に想定されます。よって、建設期間中に著しい物価変動が生じた場合は、その費用負担について協議させて頂けるものとの理解でよろしいでしょうか。   | 入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。               |
| 351 | 実施方針 | 19   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担<br>(見学者事故)   | 「維持管理の不備によって見学者に事故が発生」とあります。要求水準書(案)P.37施設見学対応協力業務(安全ルートの確保など)以外の原因および場所で発生した事故については、貴市がリスクを負うという解釈でよろしいでしょうか。        | ご理解の通りです。                              |
| 352 | 実施方針 | 19   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担<br>(物価変動)    | 建設期間中の物価変動リスクが事業者となっておりますが、国土交通省の単品スライド条項に準じて見直しをして頂けないでしょうか。   | 入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。               |
| 353 | 実施方針 | 19   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担<br>(住民対応リスク) | 事業者が負担する住民対応リスクとは、事業者の帰責事由による「調査、工事及び維持管理に関する住民反対運動、訴訟、要望等に関するもの」との理解でよろしいでしょうか。                                      | ご理解の通りです。                              |

|     | 資料名  | 該当箇所 |   |     |   |  | タイトル      | 質問  | 回答   |
|-----|------|------|---|-----|---|--|-----------|---|--|
|     |      | 頁    | 項 |     |   |  |           |   |  |
| 354 | 実施方針 | 19   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担表 | 「共通」「その他」の「見学者事故のリスク」が事業者負担となっておりますが、リスクの内容に記載された以外の見学者事故は、市の負担と理解してよろしいでしょうか。  | ご理解の通りです。                                  |
| 355 | 実施方針 | 19   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担表 | 補助金受給のリスクが記載されておりますが、23頁によると、市が補助金を受ける予定はないと見受けられます。何らかの補助金受給を予定されている場合は、その内容をご教示願います。また、この場合、万一受給できなくなっても、事業は実施・継続されると理解してよろしいでしょうか？ | 補助金の予定はありませんが、補助金を受けることとなった場合は市がリスクを負担します。 |
| 356 | 実施方針 | 19   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担表 | 爆弾探査についてはどの程度のお考えでしょうか？   | 想定されているものではありません。                          |
| 357 | 実施方針 | 19   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担表 | 「建設段階」「用地」「地中障害物」では岡崎市負担と記載されていますが、土壤汚染対策法に基づく届出をした後、履歴調査だけで済まず、表層調査などを行うことになった場合の費用も岡崎市負担と考えてよろしいでしょうか？                              | No.336をご参照下さい。                             |
| 358 | 実施方針 | 19   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担表 | 不可抗力のリスクの市と事業者の負担割合をご教示いただけませんか？  | 入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。                   |
| 359 | 実施方針 | 19   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担表 | 「施設の引渡し前に生じた不可抗力による施設損傷」が事業者のリスクとなっておりますが、共通の不可抗力リスクについては事業者が従たる負担になっているにも拘わらず、当該項目において事業者のみの主たる負担とされている理由をご教示願います。                   | No.349をご参照下さい。                             |

|     | 資料名  | 該当箇所 |   |     |   |  | タイトル      | 質問   | 回答                       |
|-----|------|------|---|-----|---|--|-----------|--|--------------------------|
|     |      | 頁    | 項 |     |   |  |           |  |                          |
| 360 | 実施方針 | 19   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担表 | 「工事現場における事故等の発生」が事業者のリスクになっておりますが、不可抗力による事故等の場合は、不可抗力リスクのリスク分担（市が主負担、事業者が従負担）に従うと理解してよろしいでしょうか？  | No.349をご参照下さい。           |
| 361 | 実施方針 | 19   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担表 | 「建設期間中の物価変動」が事業者のリスクになっておりますが、国交省の工事約款に準じた物価スライドによる改定を前提としていただきたくお願いいたします。建設期間が長期にわたることから、当該リスクを事業者が負う場合、リスク調整費が膨らみ、入札価格が上昇することによって、結果的に市のご負担が増えることになると考えます。 | 入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。 |
| 362 | 実施方針 | 19   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担  | 【リスクと責任分担表】において「建設段階」の「工事費増大」について、提案に含まない項目で、岡崎市様からの要求による工事費増大のリスク負担は「岡崎市」様と考えますが、よろしいでしょうか。   | 入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。 |
| 363 | 実施方針 | 19   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担表 | "建設段階/物価変動"につき、建設期間中の物価変動については、単品スライド条項(愛知県・岡崎市)等の適用外でしょうか   | 入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。 |
| 364 | 実施方針 | 19   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担表 | 見学者事故の事業者の負担は、施設の維持管理が開始される平成29年10月1日からと考えてよろしいでしょうか。  | ご理解の通りです。                |
| 365 | 実施方針 | 19   | 3 | (1) | イ |  | 住民対応      | 事業者負担となっている内容について、法令の遵守以外に留意する事項及び基準値があれば、御教示いただけますか。  | 入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。 |
| 366 | 実施方針 | 19   | 3 | (1) | イ |  | 見学者事故     | 事業者以外の人為的ミスによる事故は、事業者負担外と理解して宜しいでしょうか。   | ご理解の通りです。                |

|     | 資料名  | 該当箇所 |   |     |   |  | タイトル                       | 質問  | 回答                       |
|-----|------|------|---|-----|---|--|----------------------------|---|--------------------------|
|     |      | 頁    | 項 |     |   |  |                            |   |                          |
| 367 | 実施方針 | 19   | 3 | (1) | イ |  | 事業の中断                      | 「一定のレベル」とは、要求水準書に記載された内容と理解して宜しいでしょうか。  | ご理解の通りです。                |
| 368 | 実施方針 | 19   | 3 | (1) | イ |  | 用地                         | 現場事務所の設置場所は、貴市より無償にて貸与いただける理解して宜しいでしょうか。  | ご理解の通りです。                |
| 369 | 実施方針 | 19   | 3 | (1) | イ |  | 用地                         | 現場事務所の設置場所は、既設浄水場内とさせていただくことは可能でしょうか。   | 更新用地内へ設置して下さい。           |
| 370 | 実施方針 | 19   | 3 | (1) | イ |  | 施設損傷                       | 「不可抗力による施設損傷」について事業者側負担となっていますが、不可抗力に対する負担は過大と考えます。貴市にて主負担、事業者が従負担としていただけないでしょうか。 | No.349をご参照下さい。           |
| 371 | 実施方針 | 19   | 3 | (1) | イ |  | 物価変動                       | 建設期間が5カ年に及び工事において物価変動リスクを事業者負担とするのは過大と考えます。貴市にて主負担、事業者が従負担としていただけないでしょうか。         | 入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。 |
| 372 | 実施方針 | 19   | 3 | (1) | イ |  | 【リスクと責任分担表】<br>共通<br>住民対応  | 「調査、工事及び維持管理に関する住民反対運動、訴訟、要望に関するもの」とありますが、現時点で分かっている住民反対運動や訴訟、要望があればご教授願います。      | 現時点ではありません。              |
| 373 | 実施方針 | 19   | 3 | (1) | イ |  | 【リスクと責任分担表】<br>共通 付加効力     | 「戦争、風水害、地震他、市及び事業者責めに帰すことのできない事由等」は、事業者が従たるリスクの負担者になっていますが、具体的な額・割合をご教授願います。      | 入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。 |
| 374 | 実施方針 | 19   | 3 | (1) | イ |  | 【リスクと責任分担表】<br>建設<br>段階 用地 | ” 土壌汚染 ” が明記されていますが想定されるものがあれば、土壌汚染の範囲と種類を、ご教授願います。                               | No.336をご参照下さい。           |

|     | 資料名  | 該当箇所 |   |     |   |  | タイトル                 | 質問  | 回答                       |
|-----|------|------|---|-----|---|--|----------------------|---|--------------------------|
|     |      | 頁    | 項 |     |   |  |                      |   |                          |
| 375 | 実施方針 | 19   | 3 | (1) | イ |  | 【リスクと責任分担表】建設段階物価変動  | 「建設期間中の物価変動」は事業者側負担のみとなっていますが、公共工事標準請負契約約款第25条で示される15/1000の一定割合は事業者側の負担ですが、それ以上は市の負担と考えてよろしいですか。            | 入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。 |
| 376 | 実施方針 | 19   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担             | 原子力発電所事故等による浄水、排水、脱水ケーキの放射性物質等による汚染リスクは民間事業者にはないものとの理解でよろしいでしょうか？   | ご理解の通りです。                |
| 377 | 実施方針 | 19   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担表(共通) 住民対応   | 事業者は自己に帰責事由がある住民対応に限り、リスク分担するとの理解で宜しいでしょうか？   | ご理解の通りです。                |
| 378 | 実施方針 | 19   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担表(共通) 見学者事故  | 施設の劣化又は維持管理の不備でない見学者の事故の場合、市側のリスク負担との理解で宜しいでしょうか？   | ご理解の通りです。                |
| 379 | 実施方針 | 19   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担表(共通) 不可抗力   | 事業者が従たるリスク負担者となっていますが、具体的にどのような負担となるのでしょうか。   | 入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。 |
| 380 | 実施方針 | 19   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担(建設段階) 工事監理  | 市と事業者ともに主たるリスク負担者となっておりますが、具体的にはどのような負担となるのでしょうか？   | No.348をご参照下さい。           |
| 381 | 実施方針 | 19   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担表(建設段階) 施設損傷 | 引渡前に生じた不可抗力の施設損傷は事業者負担とありますが、共通項目「不可抗力」(戦争、風水害、地震他双方の責めに帰すことのできない事由等)と同様のリスク分担とすべきではございませんでしょうか。違いをご教示ください。 | No.349をご参照下さい。           |

|     | 資料名  | 該当箇所 |   |     |   |  | タイトル                  | 質問  | 回答                       |
|-----|------|------|---|-----|---|--|-----------------------|---|--------------------------|
|     |      | 頁    | 項 |     |   |  |                       |   |                          |
| 382 | 実施方針 | 19   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担表(建設段階) 物価変動  | 建設期間中の物価変動は事業者負担とあります。これでは事業者の負うリスクが大きすぎる可能性がございます。このため、その対価を調整して頂くことは認められませんか。不可の場合は理由をご教示ください。                                      | 入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。 |
| 383 | 実施方針 | 19   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担表             | 「建設段階」の「施設損傷」について、事業者に帰責事由がある場合の事業者負担は理解できますが、事業者に帰責事由が無い「不可抗力による施設損傷」について事業者側が負担することはあまりにも過大と考えます。貴市が主負担、事業者が従負担として理解していますが宜しいでしょうか。 | No.349をご参照下さい。           |
| 384 | 実施方針 | 19   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担              | 計画・設計・仕様変更について、詳細設計時点での調整事項は、市の請求による変更にあたりますか？  | 入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。 |
| 385 | 実施方針 | 19   | 3 | (1) | イ |  | 【リスクと責任分担表】共通/不可抗力    | 不可抗力リスクの負担者で事業者が とありますが、従負担者の責任分担について負担率及び上限の設定はお考えでしょうか。   | 入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。 |
| 386 | 実施方針 | 19   | 3 | (1) | イ |  | 【リスクと責任分担表】建設段階/補助金受給 | リスク分担表に補助金受給の項目がありますが、何を想定していますか。   | No.355をご参照下さい。           |
| 387 | 実施方針 | 19   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担(見学者事故リスク)    | 見学者事故リスクについて、「事業者の維持管理範囲内の施設」とありますが、場外施設等を除く男川浄水場内施設との理解でよろしいでしょうか。   | ご理解の通りです。                |
| 388 | 実施方針 | 19   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担(見学者事故リスク)    | 貴市が実施する施設見学対応業務に起因する事故については、事業者がリスクを負担する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。  | ご理解の通りです。                |

|     | 資料名  | 該当箇所 |   |     |   |  | タイトル                  | 質問  | 回答  |
|-----|------|------|---|-----|---|--|-----------------------|---|---|
|     |      | 頁    | 項 |     |   |  |                       |   |   |
| 389 | 実施方針 | 19   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担<br>(工事監理リスク) | 建設段階の工事監理リスクのうち工事監理について、貴市及び事業者双方負担となっておりますが、分担内容を具体的にお示しただけでないでしょうか。   | No.348をご参照下さい。  |
| 390 | 実施方針 | 19   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担<br>(施設損傷リスク) | 建設段階の施設損傷リスクについて、不可抗力によるものとされていますが、この不可抗力の内容を具体的にお示しただけでないでしょうか。  | No.349をご参照下さい。  |
| 391 | 実施方針 | 19   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担表             | 「共通」「その他」「安全確保」「安全確保」はテロ等の妨害行為阻止も含むでしょうか？   | 「安全確保」の内容は、要求水準び各項目記載の通りですが、妨害行為阻止要求水準に規定する警備業務の範囲で含むものと考えます。 |
| 392 | 実施方針 | 19   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担<br>(用地)      | 地中障害物の例として不発弾が挙げられていますが、周辺地域で不発弾が発見された事例があるのでしょうか。  | ありません。  |
| 393 | 実施方針 | 19   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担<br>(住民対応)    | 事業者のリスク負担は、「調査、工事及び維持管理に関する住民反対運動、訴訟、要望等に関するもののうち事業者の責によるもの」と理解してよろしいでしょうか。   | ご理解の通りです。   |
| 394 | 実施方針 | 19   | 3 | (1) |   |  | リスクと責任分担表             | 建設段階の施設損傷について、施設の引き渡し前に生じた不可抗力による施設損傷のリスク負担が事業者のみとなっています。しかし、共通にある「不可抗力」では主たるリスク負担が市となっていることより、建設段階での当該リスクの主たる負担者は市という理解でよろしいでしょうか。 | No.349をご参照下さい。  |
| 395 | 実施方針 | 19   | 3 | (1) |   |  | リスクと責任分担表<br>建設段階-用地  | 事業用地の確保の遅延が理由で、事業者が取得すべき許認可に遅延が生じた場合には、どちらのリスク負担となるかご教示願います。  | 市のリスク負担になります。   |

|     | 資料名  | 該当箇所 |   |     |   |  | タイトル                   | 質問   | 回答                                     |
|-----|------|------|---|-----|---|--|------------------------|--|--|
|     |      | 頁    | 項 |     |   |  |                        |  |  |
| 396 | 実施方針 | 19   | 3 | (1) |   |  | リスクと責任分担表<br>建設段階-物価変動 | 物価変動について、主要な工事材料(鋼材・燃料油)についてもこれに該当するかご教示願います。  | 入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。               |
| 397 | 実施方針 | 20   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担               | 「(維持管理段階)保守点検箇所の変更」に際し、事業者を従たるリスクの負担者( )としておられますが、その場合の負担基準(条件や負担率)などを定められておりましたらご教授下さい。特に箇所数増加の場合の考え方についてご教授下さい。        | 入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。               |
| 398 | 実施方針 | 20   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担               | 新設対象施設に瑕疵が見つかった場合に事業者が負担となっていますが、事業者から貴市への施設引渡し後の瑕疵担保期間は何年間でしょうか。  | 瑕疵担保期間は2年間としますが、事業期間中の維持管理は適切に行ってください。 |
| 399 | 実施方針 | 20   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担               | 不可抗力等により脱水ケーキの有効利用が困難となった場合、事業者側が となっていますが、具体的にどのような負担を想定されているのでしょうか。  | 入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。               |
| 400 | 実施方針 | 20   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担               | 「保守点検箇所の変更」で事業者側が となっていますが、施設数に増減があった場合には、金額の増減があるということでしょうか。  | 入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。               |
| 401 | 実施方針 | 20   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担               | 維持管理段階の物価変動に対する負担で、事業者が となっていますが、物価の変動に伴って金額の増減があるということでしょうか。  | 入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。               |
| 402 | 実施方針 | 20   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担               | 「性能」について、「要求水準の未達」の負担者は事業者となっていますが、維持管理業務のうち浄水処理の運転管理は貴市の業務範囲内であることから、貴市の運転管理に起因する要求水準の未達は、事業者負担から除外されるものと理解してよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。                              |

|     | 資料名  | 該当箇所 |   |     |   |  | タイトル     | 質問  | 回答                      |
|-----|------|------|---|-----|---|--|----------|---|-------------------------|
|     |      | 頁    | 項 |     |   |  |          |   |                         |
| 403 | 実施方針 | 20   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担 | 「施設の損傷」について、「新設対象施設の劣化による損傷」の負担者は事業者となっていますが、維持管理業務のうち浄水処理の運転管理は貴市の業務範囲内であることから、貴市の運転管理に起因して施設の損傷が発生した場合は、事業者負担から除外されるものと理解してよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。               |
| 404 | 実施方針 | 20   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担 | 「維持管理費の増大」について、「市の帰責事由による事業内容・用途の変更に起因する維持管理費の増大」の負担者は貴市となっていますが、貴市の業務範囲内である浄水処理の運転管理に起因する維持管理費の増大についても、貴市にご負担頂けると考えてよろしいでしょうか。         | ご理解の通りです。               |
| 405 | 実施方針 | 20   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担 | 「原水の水量・水質変動」について、要求水準書（案）等に水質項目として記載がありませんが、原水に含まれる重金属類や放射能等の影響で維持管理費の増大等が発生した場合は、貴市のリスクであるとの理解でよろしいでしょうか。                              | ご理解の通りです。               |
| 406 | 実施方針 | 20   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担 | 「原水の水量・水質変動」について、貴市の人口変動や配水計画の変更等による水量変動は、記載の「合理的に予測できる範囲」を超えていると理解してよろしいでしょうか。   | 水量変動の内容により判断されるものと考えます。 |

|     | 資料名  | 該当箇所 |   |     |   |  | タイトル     | 質問   | 回答                           |
|-----|------|------|---|-----|---|--|----------|--|------------------------------|
|     |      | 頁    | 項 |     |   |  |          |  |                              |
| 407 | 実施方針 | 20   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担 | 「原水の水量・水質変動」について、「過去の実績から合理的に予測できる原水の水量・水質・・・」とありますが、合理的に予測できるとは非常に曖昧な解釈であるため、定義が明確になるよう要求水準書に水質及び水量の変動範囲を明示して頂けませんか。また、上記範囲を逸脱した場合の対価の調整方法については、ご協議頂けるものと考えてよろしいのでしょうか。 | 実施方針の通りです。                   |
| 408 | 実施方針 | 20   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担 | 「修繕費増大」について、「新設対象施設について修繕費が長期修繕計画における予想を上回った場合」は事業者が主負担となっていますが、維持管理業務のうち浄水処理の運転管理は貴市の業務範囲内であることから、貴市の業務に起因する修繕費の増大については貴市にご負担頂けると理解してよろしいでしょうか。                         | ご理解の通りです。                    |
| 409 | 実施方針 | 20   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担 | 「新設対象施設の劣化による損傷」が事業者のリスクになっておりますが、民間事業者が規定する運転方法案と異なる運転方法による運転管理、若しくは誤った運転管理による劣化による場合は、市のご負担と理解してよろしいでしょうか？   | 市の事由に起因することが明らかならば、ご理解の通りです。 |
| 410 | 実施方針 | 20   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担 | 維持管理段階のリスクについて、原水水量・水質変動では、過去の実績から合理的に予測できる範囲を超える場合は市の分担となっていますが、合理的に予測できる事例はどのようなものを想定されているのでしょうか。  | 通常発生し得る天候変動や車両事故による油の流出等です。  |
| 411 | 実施方針 | 20   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担 | 維持管理段階において、電力量単価や燃料調整費が上昇した場合は、委託費の見直しをして頂けるという解釈でよろしいでしょうか。   | 入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。     |

|     | 資料名  | 該当箇所 |   |     |   |  | タイトル      | 質問  | 回答                       |
|-----|------|------|---|-----|---|--|-----------|---|--------------------------|
|     |      | 頁    | 項 |     |   |  |           |   |                          |
| 412 | 実施方針 | 20   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担  | 事業者が有効利用の提案をするかしないかの如何を問わず、排水処理施設を除く男川浄水場施設の運転に起因し、脱水ケーキの有効利用が困難となった場合、貴市がリスクを負担するとの理解でよろしいでしょうか。         | 内容により判断します。              |
| 413 | 実施方針 | 20   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担表 | 「新設対象施設の劣化による損傷」が事業者のリスクになっておりますが、想定を超える市の運転管理、若しくは誤った運転管理を起因とする劣化による場合は、市のご負担と理解してよろしいでしょうか？             | 内容により判断します。              |
| 414 | 実施方針 | 20   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担表 | 「過去の実績から合理的に予測できる原水の水量・水質の範囲を超える変動」には、異常気象による変動も含まれると理解してよろしいでしょうか？                                       | No.410をご参照下さい。           |
| 415 | 実施方針 | 20   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担表 | 「機器更新について不具合が発生した場合」とありますが、想定を超える市の運転管理、若しくは誤った運転管理を起因とする不具合の場合は、市のご負担と理解してよろしいでしょうか？                     | ご理解の通りです。                |
| 416 | 実施方針 | 20   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担表 | 「・・・修繕費が長期修繕計画における予想を上回った場合」は事業者のリスクになっておりますが、想定を超える市の運転管理、若しくは誤った運転管理を起因とする劣化による場合は、市のご負担と理解してよろしいでしょうか？ | ご理解の通りです。                |
| 417 | 実施方針 | 20   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担表 | 「維持管理段階」の「物価変動」リスクが岡崎市主、事業者従となっておりますが、上記同様物価スライドによる改定を前提にさせていただきます。よろしくお願いいたします。                          | 入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。 |

|     | 資料名  | 該当箇所 |   |     |   |  | タイトル      | 質問   | 回答                       |
|-----|------|------|---|-----|---|--|-----------|--|--------------------------|
|     |      | 頁    | 項 |     |   |  |           |  |                          |
| 418 | 実施方針 | 20   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担表 | 不可抗力等により脱水ケーキの有効利用が困難となった場合のリスク分担が示されていますが、不可抗力等には、有効利用先の事業継続が困難になった場合を含みますか？            | 内容により判断します。              |
| 419 | 実施方針 | 20   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担表 | 維持管理段階の物価変動対応に岡崎市・事業者双方に・が表示されていますが、採用される物価変動率は、どの様にお考えでしょうか。                            | 入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。 |
| 420 | 実施方針 | 20   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担表 | 「合理的に予測できる原水の水量・水質」とは、「要求水準書に示された原水の水量・水質」とであると理解して宜しいでしょうか。                             | No.410をご参照下さい。           |
| 421 | 実施方針 | 20   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担  | 原水の水量・水質変動リスクについて、事業者に責の無い水源環境の変化によるものは貴市にて負担いただけると考えてよいでしょうか。                           | ご理解の通りです。                |
| 422 | 実施方針 | 20   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担  | 【リスクと責任分担表】において「維持管理段階」「保守点検箇所の変更」において、事業者のリスク負担が「 」となっていますが、どのような場合に、事業者の負担が発生するのでしょうか。 | 入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。 |
| 423 | 実施方針 | 20   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担  | 【リスクと責任分担表】において「維持管理段階」「物価変動」において、事業者のリスク負担が「 」となっていますが、どのような場合に、事業者の負担が発生するのでしょうか。      | 入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。 |
| 424 | 実施方針 | 20   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担表 | 「新設対象施設の瑕疵」とは、保証期間内に限定したものと考えてよろしいでしょうか。   | 入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。 |

|     | 資料名  | 該当箇所 |   |     |   |  | タイトル      | 質問   | 回答                       |
|-----|------|------|---|-----|---|--|-----------|--|--------------------------|
|     |      | 頁    | 項 |     |   |  |           |  |                          |
| 425 | 実施方針 | 20   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担表 | 原水の水量・水質、変動合理的に予測できる範囲（最大、最小）とは、要求水準書に記載された値と理解して宜しいでしょうか。   | No.406をご参照下さい。           |
| 426 | 実施方針 | 20   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担表 | 保守点検箇所の変更、場外施設等の施設数に増減があった場合の事業者側のリスクとは、具体的にどのような内容でしょうか。  | 点検作業手間及び費用の増減です。         |
| 427 | 実施方針 | 20   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担表 | 施設の瑕疵について「新設対象施設の瑕疵が見つかった場合」に事業者のみの負担となっていますが、施工の瑕疵責任については公共工事に関する工事請負契約の場合は通常、瑕疵責任は2年で請負者の故意又は重大な過失により生じた場合10年としています。事業契約に規定される瑕疵担保責任期間についてご教授願います。 | No.398をご参照下さい。           |
| 428 | 実施方針 | 20   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担表 | 維持管理段階の物価変動に対しては事業者側も従たるリスクの負担者になっていますが、具体的な額や割合に関するものがあれば、ご教授願います。  | 入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。 |
| 429 | 実施方針 | 20   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担  | 原水の水量・水質変動リスクについて、「過去の実績から合理的に予測できる」とありますが、将来、取水河川の上流にダム等が建設されることによる水量・水質変動については、民間事業者のリスクではないとの理解でよろしいでしょうか？  | 内容により判断します。              |
| 430 | 実施方針 | 20   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担  | 維持管理期間の物価変動による費用の変更は、維持管理開始時点を基準として、各種の物価指数に基づき決定されるとの理解でよろしいでしょうか？  | 入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。 |

|     | 資料名  | 該当箇所 |   |     |   |  | タイトル     | 質問  | 回答  |
|-----|------|------|---|-----|---|--|----------|---|---|
|     |      | 頁    | 項 |     |   |  |          |   |   |
| 431 | 実施方針 | 20   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担 | 維持管理段階 - 施設の損傷、事業者の帰責事由で維持管理費の増大となった場合に限り、事業者負担とすべきではありませんでしょうか。不可の場合は理由をご教示ください。               | 市の帰責事由ではないものは民間事業者の負担が原則です。原文のままとします。           |
| 432 | 実施方針 | 20   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担 | 維持管理段階 維持管理費の増大、事業者の帰責事由で維持管理費の増大となった場合に限り、事業者負担とすべきではありませんでしょうか。不可の場合は理由をご教示ください。              | 市の帰責事由は市の負担としています。原文のままとします。                    |
| 433 | 実施方針 | 20   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担 | 維持管理段階 原水の水量・水質変動、事業者の帰責事由で維持管理費の増大となった場合に限り、事業者負担とすべきではありませんでしょうか。不可の場合は理由をご教示ください。            | 過去の実績から合理的に予想できる範囲のものは民間事業者の負担としています。原文のままとします。 |
| 434 | 実施方針 | 20   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担 | 維持管理段階 機器更新、事業者の帰責事由で維持管理費の増大となった場合に限り、事業者負担とすべきではありませんでしょうか。不可の場合は理由をご教示ください。                  | 市の帰責事由ではないものは民間事業者の負担が原則です。原文のままとします。           |
| 435 | 実施方針 | 20   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担 | 維持管理段階 修繕費増大、事業者の帰責事由で維持管理費の増大となった場合に限り、事業者負担とすべきではありませんでしょうか。不可の場合は理由をご教示ください。                 | 市の帰責事由ではないものは民間事業者の負担が原則です。原文のままとします。           |
| 436 | 実施方針 | 20   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担 | 維持管理段階 脱水ケーキの有効利用、事業者の帰責事由で脱水ケーキの有効利用に関する費用の増大となった場合に限り、事業者負担とすべきではありませんでしょうか。不可の場合は理由をご教示ください。 | 市の帰責事由ではないものは民間事業者の負担が原則です。原文のままとします。           |

|     | 資料名  | 該当箇所 |   |     |   |  | タイトル     | 質問   | 回答   |
|-----|------|------|---|-----|---|--|----------|--|--|
|     |      | 頁    | 項 |     |   |  |          |  |  |
| 437 | 実施方針 | 20   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担 | 維持管理段階 修繕費増大、修繕費増大によるリスク負担者は事業者となっていますが、修繕費減少の場合、対価の減額はないと考えてよろしいでしょうか。  | ご理解の通りです。  |
| 438 | 実施方針 | 20   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担 | 維持管理段階 保守点検箇所の変更、事業者が従たるリスク負担者となっていますが、具体的にどのような負担となるのでしょうか。   | 入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。                                 |
| 439 | 実施方針 | 20   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担 | 維持管理段階 物価変動、事業者が従たるリスク負担者となっていますが、具体的にどのような負担となるのでしょうか。  | 入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。                                 |
| 440 | 実施方針 | 20   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担 | 維持管理段階における場外施設についてのリスク分担についても明記していただきたくお願いいたします。   | 入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。                                 |
| 441 | 実施方針 | 20   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担 | 維持管理段階 原水の水量・水質変動、「過去の実績から合理的に予測できる原水の水量・水質の範囲を超える変動に～」とは「要求水準書に示す数値を超える場合に～」と読み替えてよろしいでしょうか。  | 入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。                                 |
| 442 | 実施方針 | 20   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担 | (維持管理段階 施設の損傷)「新設対象施設の劣化による損傷」の負担者は事業者となっていますが、維持管理業務のうち浄水処理の運転管理は市が行うことから、市の業務に起因する損傷についても全て民間事業者の負担とするにはあまりにも過大であり、「市の運転管理及び関連する業務の不備に起因する施設の劣化による損傷」を市が負担する項目が事業契約書に記入願います。 | 市の業務に起因する損傷を民間事業者の負担とはしていません。なお、入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。 |

|     | 資料名  | 該当箇所 |   |     |   |  | タイトル     | 質問   | 回答                                    |
|-----|------|------|---|-----|---|--|----------|--|---------------------------------------|
|     |      | 頁    | 項 |     |   |  |          |  |                                       |
| 443 | 実施方針 | 20   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担 | 維持管理段階 原水の水量・水質変動、「過去の実績から合理的に予測できる原水の水量・水質・・・」とありますが、合理的に予測できるとは曖昧な解釈となることから、「要求水準書に示された原水の水量・水質・・・」であると理解して宜しいでしょうか。                         | No.406をご参照下さい。                        |
| 444 | 実施方針 | 20   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担 | 「原水の水量・水質変動」について、要求水準書（案）に原水の設定値が10項目記載があります、表記以外の原水に含まれる水質項目や重金属類・放射能等の影響で維持管理費の増大等が発生した場合は、貴市のリスクであるとの理解でよろしいでしょうか。                          | ご理解の通りです。                             |
| 445 | 実施方針 | 20   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担 | 河川改修などにより、発生汚泥量が大幅に減少すると、脱水ケーキの有効利用による収入が計画より減少する場合があります。この場合の、負担者はどちらになりますか？  | 内容により判断します。                           |
| 446 | 実施方針 | 20   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担 | 印箇所の具体的なリスク分担割合の設定はどのように行ないますか？  | 入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。              |
| 447 | 実施方針 | 20   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担 | 将来における原水の水量・水質の予測結果はありますか？   | ありません。                                |
| 448 | 実施方針 | 20   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担 | 維持管理段階/施設の損傷、新設施設の劣化による損傷は事業者の負担とありますが、本事業はBTMであり、施設の運転管理業務は範囲外（排水処理施設除く）のため、日常の運営・運転管理に起因する施設の劣化も予想されます。したがって、市と事業者の双方でリスク分担すべきと考えますが如何でしょうか。 | 市の帰責事由ではないものは民間事業者の負担が原則です。原文のままとします。 |
| 449 | 実施方針 | 20   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担 | 維持管理段階/原水の水量・水質変動、「合理的に予測できる...範囲」とありますが、その範囲はどのように設定するのですか。   | 入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。              |

|     | 資料名  | 該当箇所 |   |     |   |  | タイトル      | 質問   | 回答                       |
|-----|------|------|---|-----|---|--|-----------|--|--------------------------|
|     |      | 頁    | 項 |     |   |  |           |  |                          |
| 450 | 実施方針 | 20   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担  | 維持管理段階/脱水ケーキの有効利用、(民間事業者が提案した場合)不可抗力等により脱水ケーキの有効利用が困難となった場合は、民間事業者も従たるリスク負担者となっていますが、不可抗力等により脱水ケーキの有効利用が困難となるため、民間事業者には責任はなく、リスク負担は貴市が負うべきと考えますが如何でしょうか。 | 入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。 |
| 451 | 実施方針 | 20   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担  | 表中リスクの種類、原水の水量・水質変動のリスクの内容に、「過去の実績から合理的に予測できる原水の水量・水質の範囲・・・」とありますが、合理的に予測できるとは「要求水準書に示された原水の水量・水質の範囲・・・」であると理解してよろしいでしょうか。                               | No.406をご参照下さい。           |
| 452 | 実施方針 | 20   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担表 | 表中リスクの種類「原水の水量・水質変動」ですが、要求水準書(案)等の水質項目として記載が見当たりませんが、原水に含まれる重金属類および放射能等の影響により、原水の水質・水質変動に対応する維持管理費の増大等が発生した場合は、貴市のリスクであるとの理解でよろしいでしょうか。                  | ご理解の通りです。                |
| 453 | 実施方針 | 20   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担表 | 渴水で必要水量が確保できない場合のリスク負担は、岡崎市負担と考えてよろしいでしょうか   | ご理解の通りです。                |
| 454 | 実施方針 | 20   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担表 | 維持管理段階の機器更新リスクについて、ここでの機器更新とは、事業者が実施する修繕業務のひとつで、劣化した機器を取り換える作業との理解でよろしいでしょうか。  | ご理解の通りです。                |

|     | 資料名  | 該当箇所 |   |     |   |  | タイトル                          | 質問   | 回答   |
|-----|------|------|---|-----|---|--|-------------------------------|--|--|
|     |      | 頁    | 項 |     |   |  |                               |  |  |
| 455 | 実施方針 | 20   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担保表                    | 「維持管理段階」「施設の損傷」「劣化」の定義をご教示お願いいたします。特に、初期機能が低下する老朽化との違いについての違いにつきお願いいたします。                                      | "劣化"とは、初期機能の低下と考えており、要求する水準以下にならないこととご理解下さい。                           |
| 456 | 実施方針 | 20   | 3 | (1) | イ |  | リスクと責任分担保表                    | 表中 維持管理段階 原水の水量・水質変動 上記以外の事由による維持管理費の増大の行 天災（台風、地震等）の場合増加費用の負担も民間事業者側でしょうか？                                    | P19「共通」「不可効力」のとおりです。   |
| 457 | 実施方針 | 20   | 3 | (2) | イ |  | リスクと責任分担保表                    | 「性能」要求水準の未達は事業者の負担となっていますが、「未達」の定義は、要求水準書12ページに示されている原水の設定値の最大値が個別に生じた場合に要求水準上限値が達成できない場合と考えてよろしいでしょうか？        | 上限値は必ず守るものとし、目標値は年間検査回数の75%以上の回数を達成することとしています。上記の内容が満たされない場合を「未達」とします。 |
| 458 | 実施方針 | 21   | 3 | (3) |   |  | 対象業務におけるサービスの水準               | 「貴市水道局浄水場水質管理計画の水質目標」は開示していただけるでしょうか。  | 管理計画、水質目標はありません。訂正致します。  |
| 459 | 実施方針 | 21   | 3 | (4) |   |  | 本市による民間事業者の事業実施状況への監視（モニタリング） | 設計・施工時のモニタリングにおける貴市の確認とは、設計・施工図書の内容や現場の状況等を把握して了解する行為のことで、承諾ではないとの理解でよろしいでしょうか。                                | 要求水準を満たしていることの確認を行うとご理解下さい。  |
| 460 | 実施方針 | 21   | 3 | (4) | イ |  | 設計完了時                         | 実施設計完了時に貴市の確認を受けるとありますが、事業者の提案内容が業務要求水準を満足しているなかで、貴市より提案書にない事項を実施設計時に要求された場合には、設計変更（費用増額）が認められるとの理解でよろしいでしょうか。 | 入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。   |

|     | 資料名  | 該当箇所 |   |     |   |  | タイトル     | 質問   | 回答  |
|-----|------|------|---|-----|---|--|----------|--|---|
|     |      | 頁    | 項 |     |   |  |          |  |   |
| 461 | 実施方針 | 21   | 3 | (4) | イ |  | 設計完了時    | 実施設計完了時に本市の確認を受けるとなっていますが、この時点で修正が必要となった場合は、実施設計を見直すこととなります。主要な段階ごとでの確認は可能でしょうか。                           | 確認は行いますが、実施方針に記載したリスクと責任分担表のとりの責任負担となります。 |
| 462 | 実施方針 | 21   | 3 | (4) | ウ |  | 建設時（施工時） | 建築基準法の「工事監理者」を設置すると思いますが、これは建築士による建築工事の監理が対象であるため、建築工事以外の工事については建築士の資格を必要とせずに「工事監理者」名称を準用するものと理解してよろしいですか。 | 各種法令に則った工事監理者を配置して下さい。                    |
| 463 | 実施方針 | 22   | 3 | (4) | オ |  | 維持管理時    | 市が定期的に業務の実施状況を確認しておりますが、年何回を予定されているのでしょうか。   | 入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。                  |
| 464 | 実施方針 | 22   | 3 | (4) | カ |  | 対価の減額等   | 対価の減額分の算出式や対象項目は、入札説明書等で提示して頂けると解釈でよろしいでしょうか。  | 入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。                  |
| 465 | 実施方針 | 22   | 3 | (4) | カ |  | 対価の減額等   | 入札決定後、他の官庁、近隣との協議により詳細設計により数量変更が生じた場合、設計変更はありますか？  | 可能性としては考えられます。                            |
| 466 | 実施方針 | 22   | 3 | (4) | カ |  | 対価の減額    | 減額の対象となる対価は、維持管理に係る対価という理解でよろしいでしょうか。  | 入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。                  |
| 467 | 実施方針 | 23   | 4 | (1) | ア |  | 事業用地     | 添付資料1に未買収地がありますが、工事着手時には解決したものとして進めてよろしいですか。   | 工事着手時までには買収する予定です。                        |
| 468 | 実施方針 | 23   | 4 | (1) | イ |  | 場外施設等    | 場外施設等における施設の仕様等が分かる図面などご提示いただけますでしょうか。   | 水道局工務課で閲覧できます。                            |

|     | 資料名  | 該当箇所 |   |     |   |  | タイトル             | 質問  | 回答   |
|-----|------|------|---|-----|---|--|------------------|---|--|
|     |      | 頁    | 項 |     |   |  |                  |   |  |
| 469 | 実施方針 | 23   | 4 | (1) | イ |  | 場外施設等（既設）        | 簡易水道施設及び場外施設の仕様、図面、設備年度等をご教示願えますでしょうか。  | No.468をご参照下さい。   |
| 470 | 実施方針 | 23   | 4 | (1) | イ |  | 場外施設等（既設）        | 簡易水道施設及び場外施設の仕様、図面、設備年度等を公表いただけないでしょうか。   | No.468をご参照下さい。   |
| 471 | 実施方針 | 23   | 4 | (1) | イ |  | 場外施設等（既設）        | 左記施設について、添付資料1の位置図だけでなく、規模など詳細がわかる図面をご提示願います。                                     | No.468をご参照下さい。   |
| 472 | 実施方針 | 23   | 4 | (1) | イ |  | 場外施設等（既設）        | 簡易水道施設及び場外施設の規模及び仕様、図面、設備年度等を公表願います。  | No.468をご参照下さい。   |
| 473 | 実施方針 | 23   | 4 | (1) | イ |  | 場外施設等（既設）        | 簡易水道施設及び場外施設の規模及び仕様、図面、設備機器一覧、保守・修繕情報等をご教示願います。                                   | No.468をご参照下さい。   |
| 474 | 実施方針 | 23   | 7 | (1) |   |  | 法制上、税制上の措置に関する事項 | 民間事業者による本市所有財産の無償使用がある。とは具体的にどのような物を想定しているかご教示願います。特に建設時での水道水の使用がこれに含まれるかご教示願います。 | 建設期間中における更新用地内での業務に必要な事務所用地等を想定しています。水道水は市所有財産ではありません。 |
| 475 | 実施方針 | 23   | 7 | (1) |   |  | 法制上、税制上の措置に関する事項 | 貴市の所有する男川浄水場の敷地の一部を、整備業務の実施に際して必要となる工事用の仮設用地として、無償で使用させていただけるのでしょうか。              | 更新用地内に現場事務所を設置することは可能です。なお、その場合は無償での使用が可能です。           |
| 476 | 実施方針 | 23   | 7 | (2) |   |  | 財政上、金融上の措置に関する事項 | 「本事業は国庫補助対象事業でない」とありますが、厚労省の水道施設補助対象外との意味でよろしいでしょうか。                              | ご理解の通りです。  |

|     | 資料名  | 該当箇所 |   |     |  |  | タイトル             | 質問   | 回答                               |
|-----|------|------|---|-----|--|--|------------------|--|----------------------------------|
|     |      | 頁    | 項 |     |  |  |                  |  |                                  |
| 477 | 実施方針 | 23   | 7 | (2) |  |  | 財政上、金融上の措置に関する事項 | 施設整備に関する民間資金の調達には市殿の起債で行うとの理解ですが、仮に民間資金を調達する場合、金融機関が求める直接契約なる介入権を設定する事について、どのようなお考えかお聞かせ願います。                  | 金融機関が求める直接契約について想定しているものではありません。 |
| 478 | 実施方針 | 23   | 7 | (2) |  |  | 財政上、金融上の措置に関する事項 | 「民間事業者は、財政上及び金融上の支援が適用されるよう努力し本市は事業者がこれらの支援を受けることができるよう協力するものとする。」とありますが、具体的にはどのような作業を想定されていますか。               | 現時点では想定しているものではありません。            |
| 479 | 実施方針 | 24   | 7 | (3) |  |  | その他の支援に関する事項     | 許認可等の取得に関して、御市が必要に応じて協力していただけるという記載があります。許認可取得等で協力していただけるものはどのようなものか。また、ご協力いただけない許認可等はどのようなものか具体的に教えてください。     | 市の条例に基づく許認可事業については協力いたします。       |
| 480 | 実施方針 | 24   | 7 | (3) |  |  | その他支援に関する事項      | 本事業において排水処理施設を新設する際に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき必要となる許認可の内容や取得主体について、具体的にお示しいただけないでしょうか。                             | 入札公告時に公表する入札説明書等をご参照下さい。         |
| 481 | 実施方針 | 24   | 8 | (2) |  |  | 情報公開及び情報提供       | 「岡崎市情報公開条例に基づき情報公開を行う」とありますが、提案内容には民間企業のノウハウが含まれます。情報公開にあたっては、事前に公開内容を確認させて頂く等、企業ノウハウの保護にご配慮頂けると理解してよろしいでしょうか。 | No.295をご参照下さい。                   |